

## 2月企画運営委員会次第

日 時 平成30年2月8日(木)14:30～  
場 所 県社会福祉会館 4階 第2研修室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 理事会の開催概要について
  - (2) 平成30年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び  
予算案について
  - (3) 平成30年度神奈川県予算案（児童福祉関係）の概要について
  - (4) その他

### 4 報告事項

- (1) 全保協情報 17-37、38
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

※3月企画運営委員会(予定)

平成30年3月8日(木)14:00～ 県社会福祉会館2階第1会議室

3月定期総会

平成30年3月8日(木)16:00～ 県社会福祉会館2階第1会議室

平成 29 年度

一般社団法人神奈川県保育会

# 総 会 資 料

日 時 平成 30 年 3 月 8 日 (木)

16:00~

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階

第 1 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

# 総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任

5 議 事

(1) 議 案

平成30年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案につ  
いて . . . . . 2

6 質 疑

7 閉 会

<参考資料>

- I 平成29年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款

## ＜議案＞

### 平成30年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

#### 平成30年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

##### 1事業計画

平成27年度より「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子どもの子育て支援の質・量の拡充を図る」とする「子ども・子育て支援新制度が」施行され、法の趣旨を踏まえ、新たな給付の仕組みの下で、保育現場では鋭意取り組みの推進を図っています。

保育所等は、園に通う子ども達の健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子供や親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

平成28年3月には改正社会福祉法が成立し、平成29年4月から施行されました。この改正社会福祉法ではガバナンスや財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務などが求められています。

このような状況の中で、当会は、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請や新しい制度に対応できる保育会の姿を模索しながら、神奈川県保育士会や神奈川県、他団体との密接な連携のもと、積極的な事業運営を推進していきます。また、国や神奈川県、県内各市町村等の動向を常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて当会としての意見表明や要望活動を積極的に実施していきます。

平成29年度からは新たな保育士等の処遇改善Ⅱに対応するため、当会の研修事業の5本をキャリアアップ対応（マネジメント分野）と位置づけ、実施しましたが、本年度も引き続きキャリアアップ対応を続けてまいります。

このほか、平成31年度実施する関東ブロック保育事業連絡協議会の検討や神奈川県社会福祉会館の移転に伴う事業展開のあり方の検討を行ってまいります。

##### (1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。



## (2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育所等は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まっています。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していきます。

## (3) 研修事業の体系的実施

保育会の本来的な役割を確認しながら、園長研修、保育士等の職員研修のあり方を検討し、今まで以上に保育現場で生かせる研修を目指して検討・実施していきます。

平成29年度から実施しているキャリアアップへの取り組みを引き続き実施するとともに対応をさらに強化してまいります。

また、保育の質の向上、潜在保育士を含めた保育士の育成と人材の確保に向けて、他関係機関との連携を取りながら、それぞれの保育所等で活用できる様な研修内容の充実に努めます。

## (4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について、保育現場の新しい取り組み等を発表する場を通し、より質の高い保育を目指し、保育所等相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

## (5) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

保育園利用者相談事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

## (6) 保育会組織のあり方

平成29年度は理事会のもと、新規事業の実施方法、今後の事業展開、保育士の人材確保のあり方や保育会事務局の移設に伴う諸課題、平成31年度に予定されている関東ブロック事業連絡協議会の開催準備を重点的に検討していきます。

保育会組織、「民間保育部会(民間園長会)」、「公立保育部会(公立園長会)」、「青年部会」、「保育士部会」はそれぞれの機能に応じた課題を適宜検討・実施して

いきます。

地区代表により構成される企画運営委員会は、「全体会」と「各種委員会」に区分し、各種委員会には、「総務委員会」、「予算対策委員会」、「研修委員会」、「広報委員会」、「調査研究委員会」から構成し、それぞれの機能に応じた事業を、より効率的な内容に見直しながら、年間を通じて計画的に実施していきます。

専門分野の課題を検討するため、「表彰選考委員会」、「相談対応委員会(保育園利用者相談室)」を置いて、それぞれの課題等を、理事長の諮問に応じて検討実施していきます。

保育会及び保育士会事務局等のあり方についても、お互いに連携・協力しながら検討し、効率的な事務局運営に努めていきます。

これらの様々な保育組織の検討状況や成果については、理事長及び理事会に定期的に報告し、企画運営委員会(全体会)や「保育かながわ」等を通じて、会員にお知らせしていきます。

## 2 会議等の開催

- (1) **総会** 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催し、必要に応じ臨時総会を開催します。
- (2) **理事会** 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討し、総会や企画運営委員会への提出議案の作成等を行うため、必要に応じ開催します。
- (3) **企画運営委員会** 当会の重要事項をはじめ、諸課題について協議を重ね、的確な事業執行を図るため、全体会を原則月1回開催します。  
各種委員会は、それぞれの機能に応じ開催します。
- (4) **専門分野別委員会** それぞれの機能に応じて適宜開催します。

## 3 企画運営委員会各種委員会が実施する事業

### (1) 総務委員会

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理を行います。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月21日(土)]
- ② 県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会 [7月19日(木)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月6日(木)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- 新 ⑤ 事務所の移転に伴う事業の実施方法等の検討
- 新 ⑥ 平成31年度に実施される関東ブロック保育事業連絡協議会開催の検討

⑦ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

## (2) 予算対策委員会

国に対する保育事業の充実強化や補助制度の改善等の要望を、全国保育協議会と協力し推進します。

また、県行政当局には、保育制度運営上の問題点、助成の改善等、保育の質を高めるための要望活動等を行います。

## (3) 研修委員会

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを選定し、園の保育の向上と保育士等職員の資質を高めることを目的に研修を実施します。

処遇改善等キャリアアップが問われている今、保育の質の向上と人材育成が必要とされています。今年度は保育所保育指針の改定と人材育成を基調とし保育本来の姿を見直し保育の質の向上を図ります。

### ① 保育の考え方 保育の基礎を学びあう

(乳児・幼児の保育の基礎(基本)を学びあい、職員の意識の向上を図ります。)

### ② 保育所職員の健康な体づくり、子どもと遊べる体操

(腰痛など職員の健康管理とリラックスの方法を学ぶとともに、併せて子どもと遊べる体操について学びます。)

### ③ 保育の姿と保育所指針を学ぶ

(新制度と改訂された保育指針の学習を深め、保育所等の役割を見直し知識を高めます)

### ④ 食育研修

(食育の役割と位置づけ、離乳食・移行食・アレルギー対応等について学んでいきます。)

### ⑤ 新設園等支援事業

(新設園や新たに認可保育所へ移行した園にとって、認可保育所として実践すべき事項に不慣れなことが多く、そのアドバイスや集合研修を実施し支援に当たっていきます。)

### ⑥ 人材育成(主に試験合格者等)・新任職員の心得と実技

(保育試験合格者は筆記試験で資格を取得するため、いきなり現場に入ると、試験では習得できない実践的な技術を要求され、期待と現実との間に生まれるギャップに衝撃を受け、悩み、離職してしまうケースがあるが、当会から派遣するベテラン保育士から保育のノウハウを学ぶとともに、集合研修を受講することによってスキルの向上等を図っていきます。)

## (4) 広報委員会

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため、広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布します。

#### (5) 調査研究委員会

保育制度に関する諸課題や先進事例等の調査研究を行い、活用を図ります。

- ① 事業大会の発表部門における指針及びまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会及び全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究・提案等

また、行政に政策提言等を行うために会員への実態調査を行います。

#### 4 専門分野委員会

次の委員会を設け、理事長の諮問に応じて、会議を開催して活動を行います。

##### (1) 表彰選考委員会

全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰候補者を決定して理事長に報告するため、随時委員会を開催します。

##### (2) 保育園利用者相談室

希望する会員を対象に、保育園の利用者等からの相談を年間を通じて受け、該当保育園との斡旋・調停を行うことによって、保育園との信頼関係を向上させ、職員の意識改革にも役立たせます。

相談への対応や第三者委員との調整、研修会の企画・実施、参考図書を選定・配布等の事業運営については、運営委員会が中心になって活動を行っていきます。

#### 5 その他の事業

##### (1) 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月30日(月)～7月31日(火)千葉県千葉市]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月6日(木)～9月7日(金)東京都]
- 全国保育研究大会 [10月24日(水)～26日(金)川崎市]

#### 6 関係団体への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図ります。

平成 30 年度月間行事予定表

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	○表彰選考委員会(5日/木) ○29年度監査(5日/木) ○企画運営委員会(12日/木) ○第52回保育事業大会(21日/土) ○定時総会(21日/土)	○県社協新任保育士激励会(7/土)
5	○企画運営委員会(17日/木)	○全保協協議員総会
6	○全保協会長表彰選考委員会 ○企画運営委員会(14日/木)	○関東ブロック会長会議(日)千葉市
7	○企画運営委員会(19日/木) ○区市町村児童福祉主管課長と委員との 連絡協議会(19日/木)	○関東ブロック保育研究大会 (30～31日)千葉県千葉市幕張メッセ
8		○公立保育所トップセミナー(日)新横浜
9	○予算対策協力金活動開始 ○企画運営委員会(13日/木) ○研修会 ○「保育かながわ」発行	○関東ブロック保育事業連絡協議会 (6～7日)東京都新宿区・飯田橋 ○日保協全国保育所理事長・所長研修会 (25～27日)石川県
10	○企画運営委員会(11日/木)	○全国保育研究大会(24～26日)川崎市
11		○全国保育士研究大会(6～8日)大分県
12	○企画運営委員会(6日/木) ○保育の日前夜祭(6日/木) ○保育園利用者相談室研修会	○神奈川県保育のつどい(8日/土) ○全国保育組織正副会長会議
1	○企画運営委員会(10日/木) ○新年懇親会(10日/木)	
2	○企画運営委員会(7日/木)	○全保協保育所長集中講座 ○関プロ保育士の専門性を高める研修会(中旬)新潟県
3	○企画運営委員会(7日/木) ○定時総会(7日/木) ○「保育かながわ」発行	○全保協協議員総会()

平成30年度一般社団法人神奈川県保育会予算(案)

(自)平成30年4月1日～(至)平成31年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
会費	7,890,000	7,730,000	160,000	
会員会費	5,640,000	5,500,000	140,000	会員310園
相談室会費	1,750,000	1,730,000	20,000	会員175園
準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	3,370,000	3,370,000	0	
県補助金	2,320,000	2,320,000	0	事業費
県社協補助金	550,000	550,000	0	
共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入	2,150,000	2,200,000	△ 50,000	
諸研修会収入	1,000,000	1,000,000	0	
行事収入	1,150,000	1,200,000	△ 50,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,750,000	1,750,000	0	
予対協力金収入	1,400,000	1,400,000	0	
保険会社協力収入	350,000	350,000	0	AIU
雑収入	388,000	388,000	0	
雑収入	387,000	387,000	0	全保協組織推進費等
預金利子	1,000	1,000	0	
繰越金	1,000,000	900,000	100,000	
繰越金	1,000,000	900,000	100,000	移転に伴う経費
合 計	16,548,000	16,338,000	210,000	
[支出の部]				
項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
管理費	7,035,000	7,020,000	15,000	
人件費	6,450,000	6,450,000	0	給与、手当、法定福利費、アルバイト
旅 費	20,000	20,000	0	
福利厚生費	50,000	50,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
消耗品費	100,000	100,000	0	コピー・印刷費・事務用品等
通信・運搬費	165,000	150,000	15,000	
慶弔費	150,000	150,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
手数料	80,000	80,000	0	
総務費	885,000	870,000	15,000	
總會費	75,000	60,000	15,000	總會資料等郵送
会議費	200,000	200,000	0	企画運営委員会・各部会・理事会等
委員会旅費	450,000	450,000	0	
連絡調整費	160,000	160,000	0	関係団体祝金等
事業費	3,780,000	3,780,000	0	
県大会費	700,000	700,000	0	県保育事業大会・分科会資料等
関ブロ全国大会費	400,000	400,000	0	関ブロ派遣・連絡協議会等
諸行事費	1,300,000	1,300,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
相談室運営費	1,100,000	1,100,000	0	
会報発行費	180,000	180,000	0	保育かながわ
ホームページ経費	100,000	100,000	0	
研修・研究費	1,400,000	1,350,000	50,000	
研修費	1,300,000	1,300,000	0	食育等
調査研究費	100,000	50,000	50,000	
活動費	394,000	350,000	44,000	
予対活動費	344,000	300,000	44,000	全保協納入等
専門委員会活動費	50,000	50,000	0	
負担金・補助	2,954,000	2,954,000	0	
全保協・関ブロ	1,700,000	1,700,000	0	
県社協	250,000	250,000	0	
事務所使用料	54,000	54,000	0	
保育のつどい	50,000	50,000	0	
保育士会	900,000	900,000	0	
予備費	100,000	14,000	86,000	
予備費	100,000	14,000	86,000	
合 計	16,548,000	16,338,000	210,000	

(案)

平成 30 年 2 月 8 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成 30 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会  
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月8日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、2月23(金)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

1 日 時 平成 30 年 3 月 8 日(木)16:00～

2 会 場 神奈川県社会福祉会館 2階 第1会議室

3 議 題

(1) 平成 30 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案  
について

(2) その他

4 その他

- ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。
- ・ 総会の会場では、14:00～16:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、大変恐縮ですが適宜お待ちください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(案)

平成30年3月21日

一般社団法人神奈川県保育会会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

「第52回神奈川県保育事業大会」の開催について

早春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、県保育会及び県保育士会の円滑な事業運営につきましては、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年恒例の標記保育事業大会を、別紙「開催要綱」のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴園長様はじめ職員皆様方の多数のご参加を頂きますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当日は、「定時総会」も併せて開催いたしますので、出席方についてよろしくお願い申し上げます。

- 1 日 時           平成30年4月21日（土）午前10時～
- 2 場 所           神奈川県社会福祉会館（横浜市神奈川区沢渡4-2）
- 3 参加申込み   別紙FAX用紙により、4月4日（水）までに保育会事務局にお申込みください。

FAX 045-311-1837

TEL 045-311-8754



平成 30 年 2 月 8 日

一般社団法人神奈川県保育会  
企画運営委員 各位

保育事業大会研究発表原稿募集について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 21 日（土）に行います第 52 回神奈川県保育事業大会の研究発表  
について原稿の募集をいたします。

ご多用中恐縮ですが、分担割担当地区（横須賀・藤沢・三浦・平塚・厚木・海老名）の  
方は研究発表代表者へ、別紙研究発表連絡票（事前調査）の提出をお願いいたします。

また、フリーテーマにおいて募集もおこなっておりますので、分担割担当地区に限らず  
希望者がおりましたら、別紙研究発表連絡票（事前調査）にご記入のうえ、2 月末日まで  
に FAX にてご提出ください。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

神奈川県保育会 FAX 045-311-1837

平成30年度 神奈川県保育事業大会（平成30年4月21日（土））

（意見）研究発表 連絡票 （事前調査） 締切 2月末日

月 日 報告者名 \_\_\_\_\_

**第一会場** : 保育者の資質向上を図る（横須賀・三浦・海老名）

**第二会場** : 公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割（藤沢・平塚・厚木）

**第三会場** : フリーテーマ

タイトル \_\_\_\_\_

サブタイトル \_\_\_\_\_

所属組織 \_\_\_\_\_

（代表者連絡先）

保育園名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

※発表時の機材利用について

スクリーン・プロジェクターについては本会にて手配いたします。

パソコンについて、台数がないので各自持参願います。やむを得ず持参いただけない場合は、事務局にご相談下さい。なお、バージョンによっては、対応できない場合がありますのでご了承下さい。

☆下記に使用予定ソフト・OSをご記入下さい。

（例）・使用ソフト（パワーポイント2013（音声あり））・パソコン用OS（Windows8.1）等

使用ソフト ( )

パソコン用OS ( )

その他 ( )

## 神奈川県保育事業大会研究発表・討議

### 1. 意見発表について

発表時間は1発表30分以内とし、その後質疑応答となります。

### 2. 原稿等について

原稿作成要領を参考にして下さい。

### 3. 提出方法について

原稿・別資料とも原則電子データにて事務局宛に送付してください。

やむを得ずメール利用が難しい場合は、事務局にご相談ください。

### 4. 意見発表原稿の提出期限

平成30年3月30日(金)

### 5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp

## 研究発表原稿作成要領

### 1 様式等

- ・使用ソフト Word (ワード) ※バージョンは問いません。
- ・原稿 A4判 縦長 横書き 4頁  
※A4版・4頁を超える場合は、「別資料」として作成してください。  
当日会場にて配布いたします。
- ・余白設定 上20mm・下18mm・右20mm・左20mm
- ・文字数 48字×34行
- ・書体、文字サイズ 明朝体 / 10.5ポイント程度

### 2 原稿作成上の留意点

- ・1ページ目は、7行目から都縣市町村名、保育所(園)名、発表者職氏名を、11行目から保育所の概要及び市町村概要を記載して下さい。
- ・その下2行分のスペースをとり、17行目から「はじめに」の文章を書き始めて下さい。
- ・2ページ目以降は、1行目からお書き下さい。

### ※ 記載例

テ ー マ	
—サブテマ—	
(7行目から) → 県・市・保育園名	
役職・氏名	
保育所の概要← (11行目から)	
定員 名	現員 名 職員総数 名 設立年月日 昭和 年 月 日
設置市町村概要	
人口 人	保育所数 カ所 (公) カ所 (私) カ所
1 はじめに← (17行目から)	
.....	
.....	
2 .....	
.....	

# 要 望 書

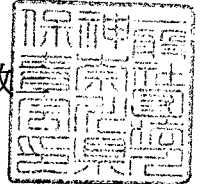
平成 30 年 1 月 23 日

一般社団法人神奈川県保育会

神奈川県企業庁長 二見研一殿

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原敬



県営水道の減免見直しについての要望書

標記について減免の継続をお願いしたく下記のとおり要望します。

記

- 県営水道料金の民間保育所減免は平成5年から適用されてきた。
- 従来から保育所においては、児童福祉施設最低基準の改正とともにトイレの増設などを余儀なくされ水道使用量が増大してきたところである。

児童の衛生面からみても水道の適切な使用は必須の要件であり、水道料金の減免は民間保育所の運営に大いに寄与してきた。

- 民間保育所の経営は一定の基準による市町村からの運営費収入によって成り立っている。

仮に水道料金の値上げがあっても、自由に利用料をあげること

は出来ず市町村の基準が改正されない限り運営費収入には即反映されない。

- 良質な人材確保のための人件費の確保が喫緊の課題とされ、
- 保育士の処遇改善が社会全般から求められる中、経営環境は一層の厳しさを増している。
- こうした中で水道料金の減免の見直しが行われることは民間保育所経営にとって大変な打撃となり、水道の使用抑制による衛生面の確保が危惧される事態ともなりかねない。
- 水道管の更新や耐震対策として財源が必要であることは一定程度は理解するが、民間保育所に対する県営水道の減免の継続を強く要望する。



**日時：2018年1月21日（日）**  
**会場：横浜産貿ホール マリネリア**

**主催：「保育園で働こう！」事務局**

重要な情報が記載されています。外部への貸与や資料の放置は禁止といたします。  
厳重に管理いただきますようお願いいたします。



## 実施報告

【予約者数】 **168名** (講演会&相談会：152名/相談会のみ：16名)

【総来場者数】 **122名**

(講演会&相談会予約来場：93名/相談会のみ予約来場：8名/当日来場：21名)

【アンケート回収数】 **115枚**

【歩留まり】 ・講演会&相談会【61.1%】予約152名→来場93名  
・相談会のみ【50%】予約16名→来場8名

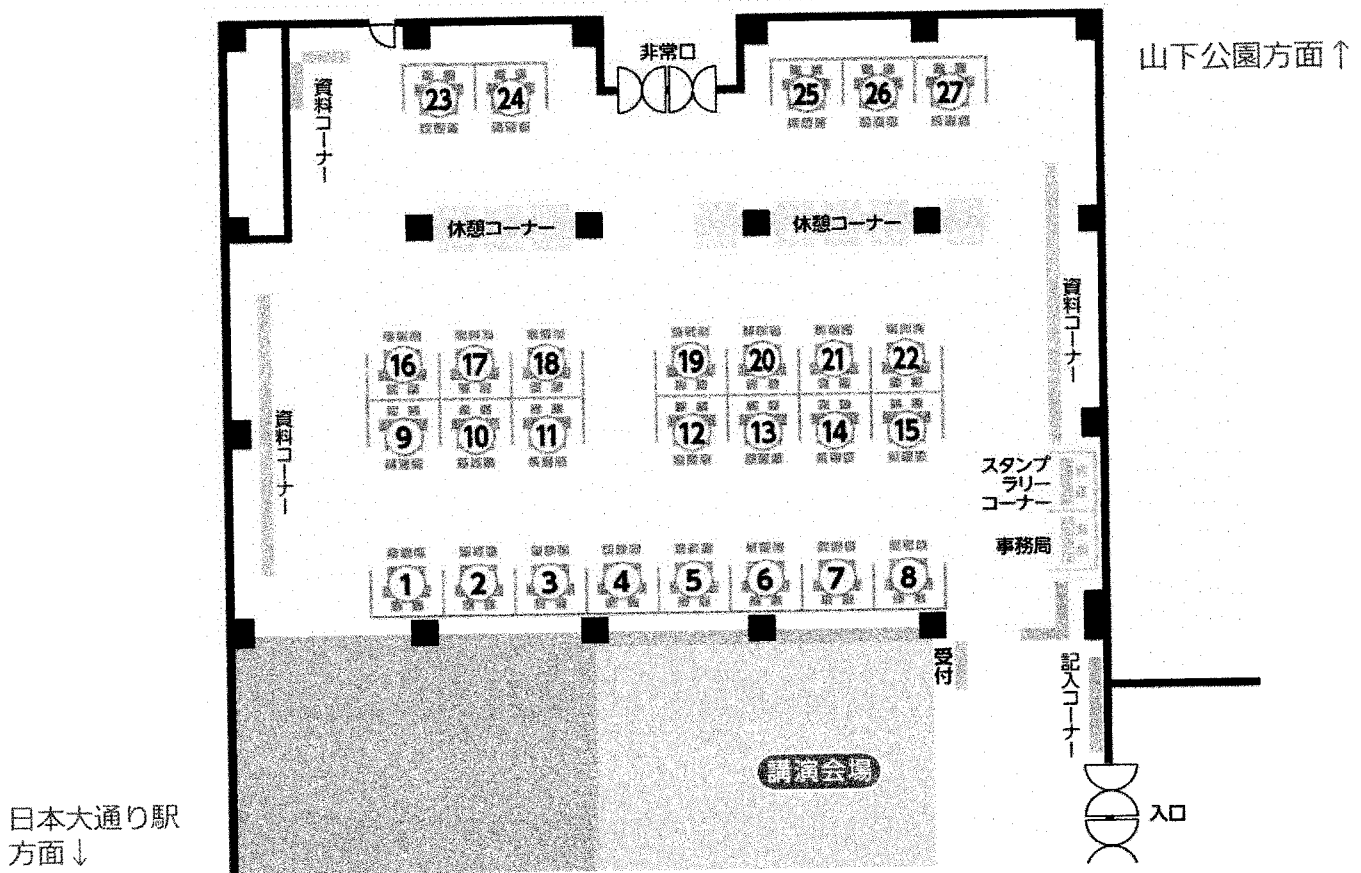
- タイトル：「保育園で働こう！」就職×転職フェア
- 日 時：2018年1月21日（日）  
講演会場 12：00～13：00  
相談会場 13：00～17：00
- 当日天候：晴れ
- 会 場：横浜産貿ホール・マリネリア  
(神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル)
- 主 催：「保育園で働こう」運営事務局
- 参加事業者：27事業者（4ページ参照）
- 講演会：富田知敬氏（一般社団法人神奈川県保育会 理事青年部 部長）
- 保育園まるわかりプレゼンテーション参加事業者（敬称略）
  - ①12：00～12：05／株式会社モード・プランニング・ジャパン
  - ②12：05～12：10／社会福祉法人 寿会
  - ③12：10～12：15／株式会社アメニティライフ
  - ④12：15～12：20／社会福祉法人 くすの樹会
  - ⑤12：20～12：25／株式会社こどもの森
- 募集媒体：朝日新聞、読売新聞、WEB (yahoo!、Google)、SNS(facebook、LINE、instagram)、養成校へのチラシ・ポスター配布、前回来場者へのDM

# プログラム

11:00	<p>出展者様集合・受付</p> <p>◆プレゼンテーション (5事業者) リハーサル</p>
11:30	<p>◆全体朝礼…諸注意事項の伝達 ◆ブースの準備</p> <p>&lt;講演会場 開場&gt; 5事業者様×各5分</p>
12:00 ~ 12:30	<p>『保育園の魅力まるわかりプレゼンテーション』</p> <p>【講演順※敬称略】</p> <p>①12:00~12:05/株式会社モード・プランニング・ジャパン</p> <p>②12:05~12:10/社会福祉法人 寿会</p> <p>③12:10~12:15/株式会社アメニティライフ</p> <p>④12:15~12:20/社会福祉法人 くすの樹会</p> <p>⑤12:20~12:25/株式会社こどもの森</p>
12:35 ~ 13:05	<p>特別講演/富田知敬氏 (一般社団法人神奈川県保育会 理事青年部 部長)</p> <p>テーマ「神奈川県で働く意義」</p> <p>&lt;講演会場閉場&gt; 講演会場から相談会場へ来場者を誘導</p>
13:05 ~ 16:30	<p>&lt;相談会場 開場 &gt; ※開場5分おし</p> <p>※入退場自由、当日参加者あり ※スタンプラリー抽選会実施</p> <p>&lt;相談会場 閉場&gt;</p>
17:00まで	<p>出展者様退館</p>

# 会場レイアウト・出展事業者

## ■ 出展者ブース配置図



## ■ 出展事業者※ブース番号順(敬称略)

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 1: 株式会社学研ココファン・ナーサリー  | 15: 株式会社モード・プランニング・ジャパン |
| 2: 株式会社キッズフォレ         | 16: 株式会社日本保育サービス        |
| 3: プリメックスキッズ株式会社      | 17: 社会福祉法人 伸こう福祉会       |
| 4: 株式会社エヌアセット         | 18: 株式会社マジオネット多摩        |
| 5: 株式会社アメニティライフ       | 19: 社会福祉法人 倉敷福德会        |
| 6: NPO法人ベイキッズ         | 20: 社会福祉法人 檸檬会          |
| 7: 社会福祉法人 神奈川労働福祉協会   | 21: 社会福祉法人 伸愛会          |
| 8: 株式会社TKC            | 22: 株式会社こどもの森           |
| 9: 株式会社アイグラン          | 23: 社会福祉法人 寿会           |
| 10: あいみーキッズ株式会社       | 24: 社会福祉法人 扶社会          |
| 11: 株式会社木下の保育         | 25: 社会福祉法人 くすの樹会        |
| 12: 社会福祉法人 和泉福祉会      | 26: 株式会社にこにこ            |
| 13: 株式会社global bridge | 27: 社会福祉法人 清香会          |
| 14: 株式会社ポピンス          |                         |

※事務局にて抽選の上、決定させていただきました。 4

告知媒体（朝日新聞・読売新聞）

朝日新聞・読売新聞で神奈川県中心に広く広告を掲載。マス媒体で告知することで家族・親戚、学校関係者、知人・友人から情報を得る「口コミ効果」を狙いました。

来場のきっかけとして約2割の方が「新聞」「家族・知人からの紹介」をあげています。また、新聞を見てWEBからエントリーする方も含めると集客へ大きな貢献を果たしました。

- 朝日新聞（東京本社版・セット版） 掲載日：1月14日（日）  
部数：約310万部 ↓

神奈川県内最大級！ 保育士・保育補助・栄養士・調理師・看護師 ほか  
中途・転職者 新卒者 歓迎

**保育園で働こう!**  
論かながわ

1/21 (日) 12:00~16:30 (最終受付16:00)  
横浜産買ホール マリネリア

★おすすのポイント!  
①就職&転職に役立つ講演会 ②採用担当と直接話せる相談会 ③スタンプラリー&抽選会

先着150名 要事前予約  
▶QUOカード 2,000円分プレゼント!  
12:00~13:00 (受付11:00~)

①保育園の魅力まるわかりプレゼンテーション  
各保育園の採用担当や先輩保育士が保育園で働く魅力をご紹介!  
一度に様々な保育園運営事業者のお話を聞くことができます。

②講演会「神奈川県内の保育園で働く意義」  
冨田知敬氏(一般社団法人神奈川県保育会理事青年部部長)

予約申込 WEBまたは電話よりお申込みください。  
スマートフォン・携帯からもカンタン予約OK!

保育園で働こう  
WEB <http://go-hoikuen.com/>  
電話 03-5566-8855 (9:30~18:00) ※土日祝除く

QUOカード プレゼント!  
最大2,000円分 (講演会&プレゼン予約者)

※相談会のみ予約者は1,000円分、当日発表者は500円分  
※必ずお持ち帰り1ブース以上お訪問した方

●主催/朝日エージェンシー内「保育園で働こう」運営事務局  
※ご記入いただいた個人情報、ご本人の承諾なく本事業の実施目的以外には使用いたしません。

神奈川県内最大級！ 保育士 保育補助・栄養士 調理師・看護師 ほか  
中途・転職者 新卒者 歓迎

**保育園で働こう!**  
論かながわ

1/21 (日) 12:00~16:30 (最終受付16:00)  
横浜産買ホール マリネリア

★おすすのポイント!  
①就職&転職に役立つ講演会 ②採用担当と直接話せる相談会 ③スタンプラリー&抽選会

先着150名 要事前予約 ▶QUOカード2,000円分プレゼント!

講演会場 12:00~13:00 (受付11:00~)

①保育園の魅力まるわかりプレゼンテーション  
各保育園の採用担当や先輩保育士が保育園で働く魅力をご紹介!  
一度に様々な保育園運営事業者のお話を聞くことができます。

②講演会「神奈川県内の保育園で働く意義」  
冨田知敬氏(一般社団法人神奈川県保育会理事青年部部長)

予約申込 WEBまたは電話よりお申込みください。  
スマートフォン・携帯からもカンタン予約OK!

保育園で働こう  
WEB <http://go-hoikuen.com/>  
電話 03-5566-8855 (9:30~18:00) ※土日祝除く

QUOカード プレゼント!  
最大2,000円分 (講演会&プレゼン予約者)

※相談会のみ予約者は1,000円分、当日発表者は500円分  
※必ずお持ち帰り1ブース以上お訪問した方

●主催/朝日エージェンシー内「保育園で働こう」事務局  
※ご記入いただいた個人情報、ご本人の承諾なく本事業の実施目的以外には使用いたしません。

- 読売新聞（エリア別求人south） →  
掲載日：1月14日（日）・15日（月）  
部数：約118万部

# 告知媒体 (WEB・SNS)

■ 特設告知ページを開発。Yahoo! Google中心にスマホを意識した広告を展開。  
 学生、20・30代向けにSNSも積極活用いたしました。

## <Yahoo! Google>

11月23日新宿：保育園で働こう-QUOカード最大2000円分進呈  
 中途、未経験OK。新卒も可!首都圏最大規模の35の優良事業者が参加予定/朝日新聞社後援  
 go-hoikuen.com/保育士/働く

朝日新聞後援：保育士就職フェア-11/23新宿：35の優良事業者参加  
 今年最後の開催、保育士を目指す方情報収集のラストチャンス!QUOカード最大2000円分呈  
 go-hoikuen.com/保育士/働く

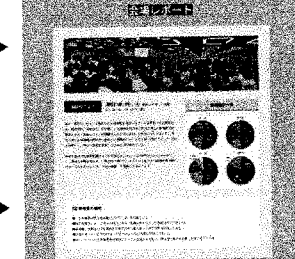
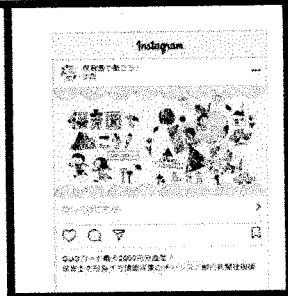


## <Google レスポンシブ>

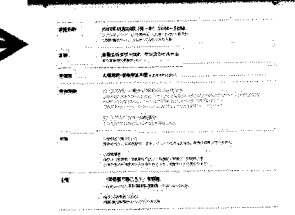
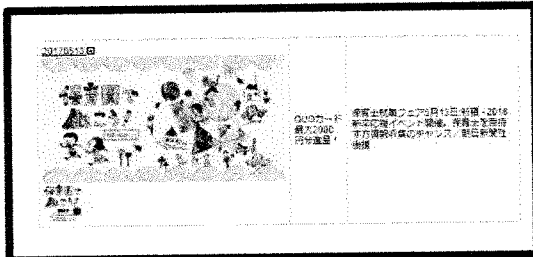


## f <facebook>

## Instagram <instagram>



## LINE <LINE>



## チラシ・ポスター（大学・短大・専門学校）

### ＜神奈川県内7校へ配布＞

神奈川県内の養成校・就職関連部署へ訪問（6校）。チラシ・ポスターを郵送・配布（1校）し学生へアプローチ。

- 大学：鎌倉女子大学、関東学院大学
- 短大：横浜女子短期大学、鶴見大学短期大学部、洗足こども短期大学
- 専門学校：聖ヶ丘教育福祉専門学校、横浜こども専門学校

**★ 神奈川県最大級 27事業者が参加 転職者(保育士) 大募集!!**  
2018年新卒者最後のビッグチャンス  
在学中の方の見学も歓迎

# 保育園で働こう!

## in かながわ

### 就職×転職フェア

個別相談ブースは27事業者が出展

# 1/21日

12:00~16:30

## 横浜産業貿易ホール1F・マリネリア

(みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口より徒歩5分)

入場無料 | 服装自由 | 予約不要(※事前予約も受付)

対象: 保育園で働きたい方(学生、就業中の方、休職中の方など資格の有無問わず)

■実施内容

- ① 保育園まるわかりプレゼンテーション(5事業者)
- ② 講演会: 富田知敬氏(一般社団法人神奈川県保育会理事青年部会長)「神奈川県内の保育園で働く意義」
- ③ 個別相談ブース(27の保育園運営事業者が個別に相談)

■来場特典

- ① 講演会予約&個別相談ブース(ブース以上)訪問の方にはQUOカード¥2000分進呈 **先着150名限定**
- ② 来場者全員にQUOカード¥500分進呈(但し①の方は除きます)
- ③ 百貨店共通商品券**ほか**が当たる!スタンプラリーを実施。(3ブース訪問で3回、5ブース訪問で2回、6ブース訪問で3回抽選はすれなし)

主催: 「保育園で働こう!」事務局

予約受付 (WEB) [go-hoikuen.com](http://go-hoikuen.com) (24時間受付)  
(TEL) 03(5566)8855 (月~金9:30~18:00)

# アンケート

【アンケート回収数】 **115枚** 【アンケート回収率】 **94.2%** (来場122名)

<表面>

2018年1月21日 (日)

## ご来場者アンケート

この度はご来場いただき誠にありがとうございました。よろしければ下記アンケートにご協力ください。  
該当する項目の□にチェックするか、「その他」の方は記述ください。

### ■ご来場者様情報

性別	<input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性
年齢	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60歳以上
お住まい	<input type="checkbox"/> 横浜市 <input type="checkbox"/> 川崎市 <input type="checkbox"/> 相模原市 <input type="checkbox"/> 藤沢市 <input type="checkbox"/> 横浜須賀野市 <input type="checkbox"/> 平塚市 <input type="checkbox"/> 茅ヶ崎市 <input type="checkbox"/> 大和市 <input type="checkbox"/> 厚木市 <input type="checkbox"/> 小田原市 <input type="checkbox"/> 鎌倉市 <input type="checkbox"/> 秦野市 <input type="checkbox"/> 海老名市 <input type="checkbox"/> その他神奈川県 (市・町・村) <input type="checkbox"/> 東京23区内(区) <input type="checkbox"/> 東京23区外(市・町・村) <input type="checkbox"/> その他(県)
現在の状況	<input type="checkbox"/> 就業中 <input type="checkbox"/> 大学__年 <input type="checkbox"/> 短大__年 <input type="checkbox"/> 専門__年 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他( )
資格	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保育士(取得見込) <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭(取得見込) <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 資格なし <input type="checkbox"/> その他( )
就職(転職)希望時期	<input type="checkbox"/> 卒業後 <input type="checkbox"/> すぐにも <input type="checkbox"/> 半年以内 <input type="checkbox"/> 希望条件の募集があれば <input type="checkbox"/> その他

### ■イベントについて

①本イベントを知りましたか？※複数回答可	<input type="checkbox"/> 朝日新聞 <input type="checkbox"/> 読売新聞 <input type="checkbox"/> インターネット検索 <input type="checkbox"/> facebook <input type="checkbox"/> LINE <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> 学校のチラシ・ポスター <input type="checkbox"/> 家族・知人からの紹介 <input type="checkbox"/> 事務局からのメール <input type="checkbox"/> その他( )
②保育士関連の就労転職フェアへの参加回数は？	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> それ以上(____回目)
③本日は何ブース訪問いただきましたか？	【       】 ブース
④ご来場のきっかけとなった項目をお選びください※複数回答可	<input type="checkbox"/> 全体のテーマ <input type="checkbox"/> 個別相談ブース <input type="checkbox"/> 保育園まるわかりプレゼンテーション <input type="checkbox"/> 富田知敬氏講演 <input type="checkbox"/> QUOカード <input type="checkbox"/> スタンプラリー&抽選会 <input type="checkbox"/> その他( )
⑤参考になった項目をお選びください※複数回答可	<input type="checkbox"/> 全体のテーマ <input type="checkbox"/> 個別相談ブース <input type="checkbox"/> 保育園まるわかりプレゼンテーション <input type="checkbox"/> 富田知敬氏講演 <input type="checkbox"/> スタンプラリー&抽選会 <input type="checkbox"/> その他( )
⑥イベントの総合的な満足度	<input type="checkbox"/> 大変満足 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満 <input type="checkbox"/> 大変不満
⑦その他、本フェアへのご意見、ご要望、感想など、何でも結構ですのでご自由に記入ください	

ご協力ありがとうございました。よろしければ下記のアンケートにもご協力をお願いいたします。

◆今後の「保育園で働こう」就職転職フェアの参加予約・ご案内を希望する方は以下の□にチェックを入れて下さい。 開催が近づきましたらメールにて詳細をご案内いたしますので「氏名」「メールアドレス」も併せてご記入ください。 ※併せて<裏面>の個人情報提供に関する同意書もお読みの上、ご署名ください。 【対象】 中途・未経験者・学生      【予約特典】 QUOカード2000円分進呈 ※講演会に予約来場し、1ブース以上訪問した方	
<input type="checkbox"/> 3月4日(日) 12時~17時      @新宿エルタワー の参加を予約する <input type="checkbox"/> 5月12日(土) 12時~17時      @新宿エルタワー の参加を予約する <input type="checkbox"/> 6月3日(日) 12時~16時30分      @横浜産賀ホール・マリネリア の参加を予約する <input type="checkbox"/> 今後のフェアの案内(メール)を希望する <input type="checkbox"/> 予約も案内も希望しない	
<氏名>	<E-Mail> ハイフン(-) アンダーバー(_) ドット(.) などお読み間違いようご注意ください

※ご署名がない場合は、ご案内できませんのでご注意ください。 ※ @esahi-ag.com のドメインでお送りします。要領指定されている方は、指定受領の指定をお願いします。

<裏面>

### 個人情報提供に関する同意書 (連絡用)

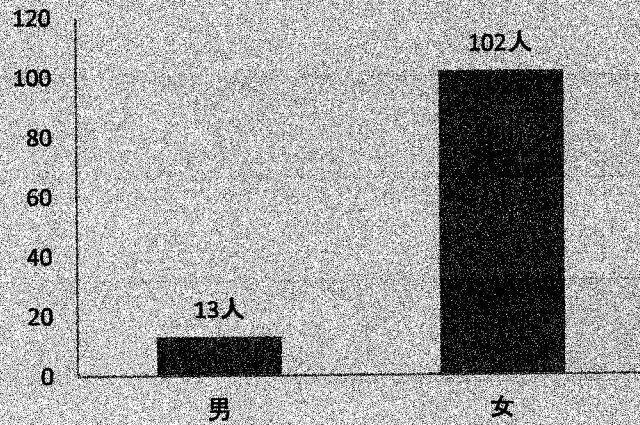
2018年1月21日 (日)



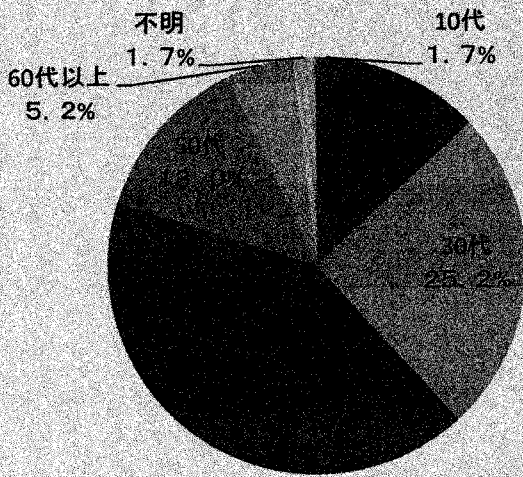
## 【保育園で働こう!】 来場者情報

### <性別>

性別	人数	%
男	13	11.3
女	102	88.7
合計	115	100%



### <年齢>



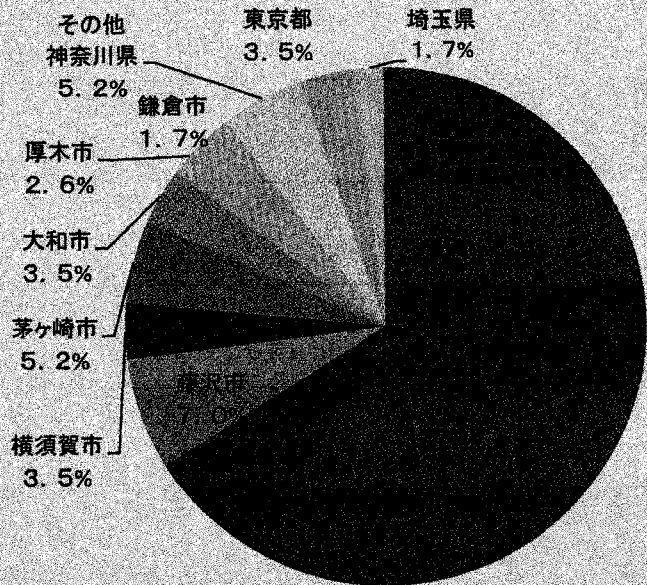
年齢	人数	%
10代	2	1.7
20代	13	11.3
30代	29	25.2
40代	48	41.7
50代	15	13.0
60代以上	6	5.2
不明	2	1.9
合計	115	100%



## 【保育園で働こう!】 来場者情報

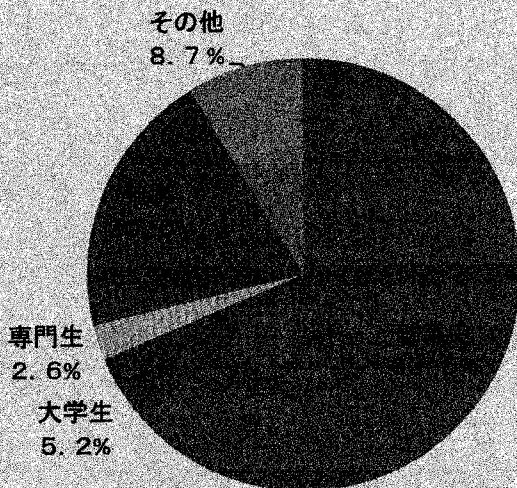
### <在住地>

在住地	人数	%
横浜市	67	58.3
川崎市	9	7.8
藤沢市	8	7.0
横須賀市	4	3.5
茅ヶ崎市	6	5.2
大和市	4	3.5
厚木市	3	2.6
鎌倉市	2	1.7
その他神奈川県(※1)	6	5.2
東京都(※2)	4	3.5
埼玉県	2	1.7
合計	115	100%



(※1)相模原市・平塚市・小田原市・綾瀬市・伊勢原市・逗子市  
(※2)町田市・世田谷区

### <現在の状況>

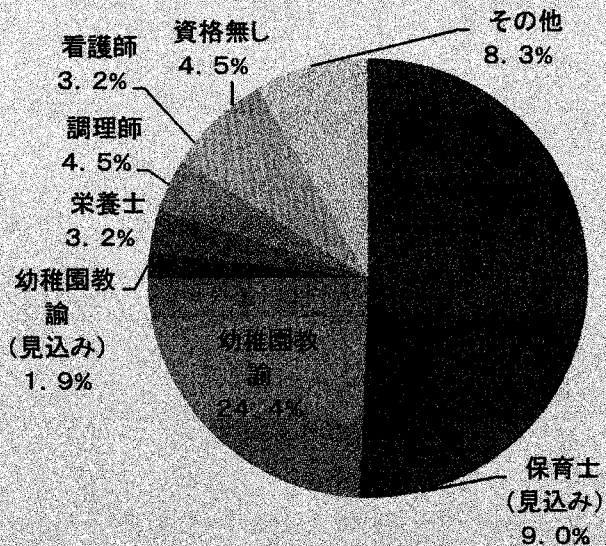


現在の状況	人数	%
就業者	73	63.5
大学生	6	5.2
専門学校生	3	2.6
求職活動中	23	20.0
その他	10	8.7
合計	115	100%

※大学生は全て3年生、専門学校生は全て2年生

## 【保育園で働こう!】 来場者情報

### ＜資格＞※複数回答

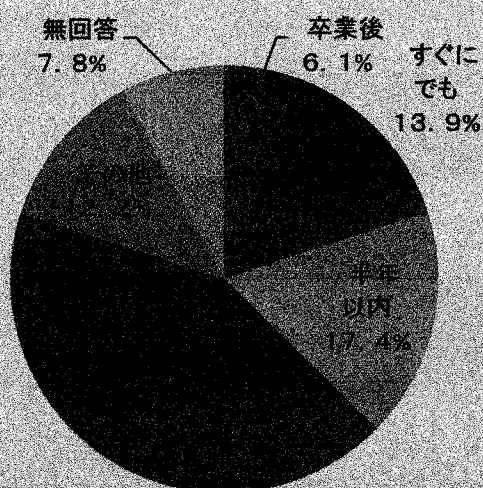


保有資格	回答数	%
保育士	70	43.3
保育士(見込み)	14	8.7
幼稚園教諭	38	23.6
幼稚園教諭(見込み)	3	1.9
栄養士	5	3.1
調理師	6	3.7
看護師	5	3.1
資格無し	7	4.3
その他(※)	13	8.1
合計	161	100%

※その他…小学校教諭・中学校教諭・社会福祉士  
放課後児童支援員・ベビーシッター

### ＜就職(転職)希望時期＞

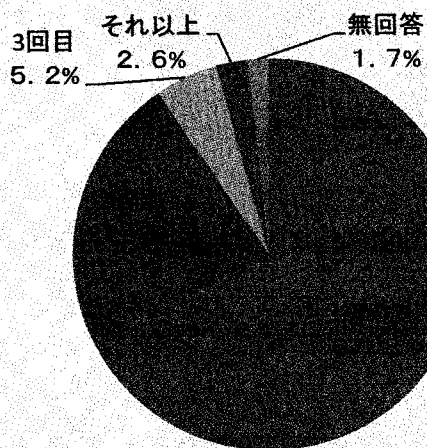
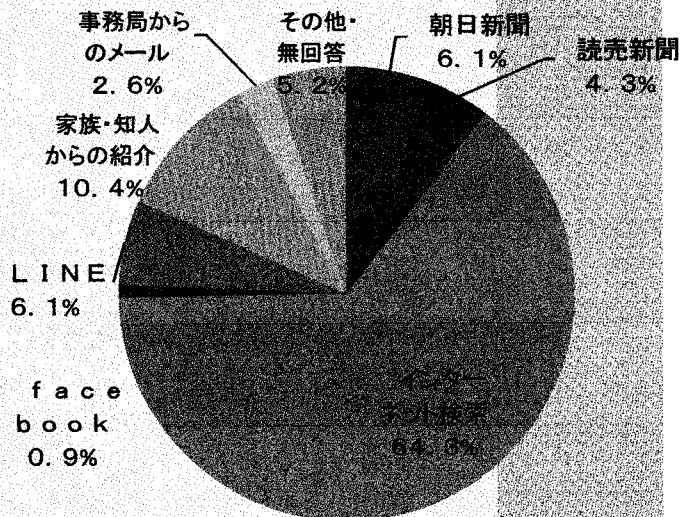
就職(転職)希望時期	回答数	%
卒業後	7	6.1
すぐにでも	16	13.9
半年以内	20	17.4
希望条件の募集があれば	49	42.6
その他	14	12.2
無回答	9	7.8
合計	115	100%



# 【保育園で働こう!】 来場者アンケート

## ①本イベントを何で知りましたか？

	回答数	%
朝日新聞	7	6.1
読売新聞	5	4.3
インターネット検索	74	64.3
facebook	1	0.9
LINE	7	6.1
instagram	0	0.0
学校のチラシ・ポスター	0	0.0
家族・知人からの紹介	12	10.4
事務局からのメール	3	2.6
その他・無回答	6	5.2
合計	115	100%

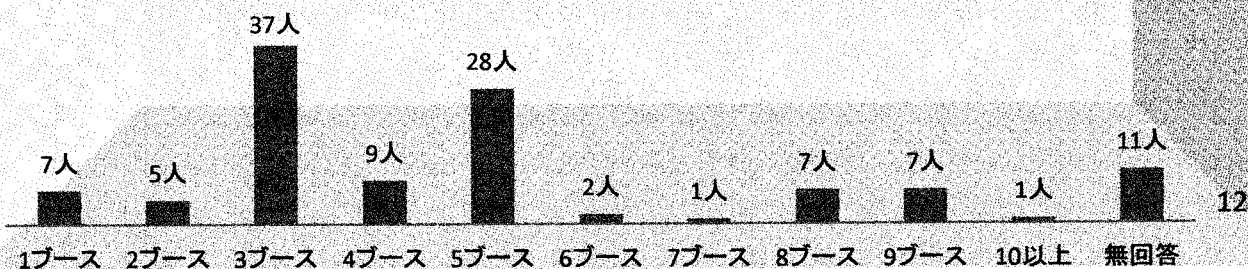


## ②これまでに同様のフェア参加回数

	回答数	%
初めて	78	67.8
2回目	26	22.6
3回目	6	5.2
それ以上	3	2.6
無回答	2	1.8
合計	115	100%

## ③訪問ブース数

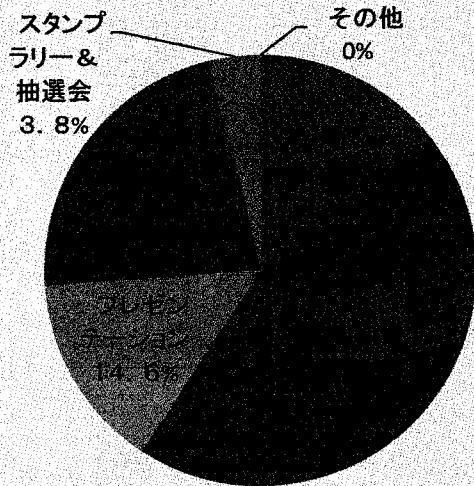
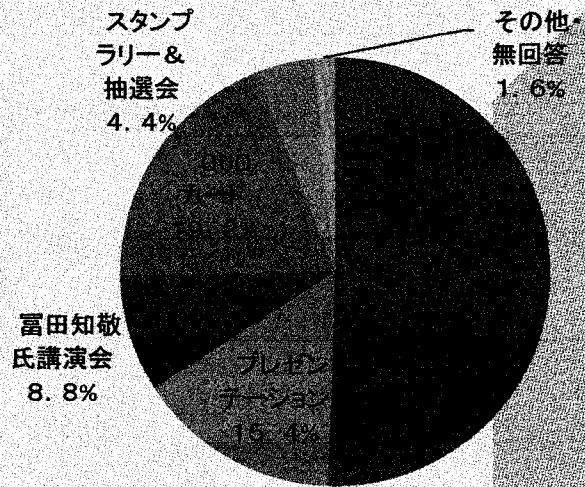
訪問数	1ブース	2ブース	3ブース	4ブース	5ブース	6ブース	7ブース	8ブース	9ブース	10ブース以上	無回答	合計
回答数	7	5	37	9	28	2	1	7	7	1	11	115
%	6.1	4.3	32.2	7.8	24.3	1.7	0.9	6.1	6.1	0.9	9.6	100%





④ご来場のきっかけ（複数回答）

	回答数	%
全体のテーマ	40	22.0
個別相談ブース	52	28.6
プレゼンテーション	28	15.4
富田知敬氏講演会	16	8.8
QUOカード	35	19.2
スタンプラリー&抽選会	8	4.4
その他・無回答	3	1.6
合計	182	100%

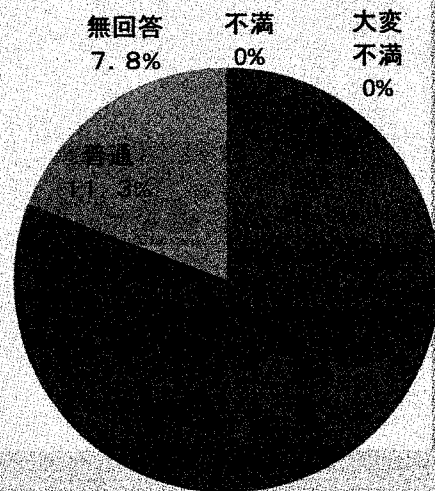


⑤参考になった項目（複数回答）

	回答数	%
全体のテーマ	23	14.6
個別相談ブース	70	44.6
プレゼンテーション	23	14.6
富田知敬氏講演会	35	22.3
スタンプラリー&抽選会	6	3.8
その他	0	0.0
合計	157	100%

⑥イベントの総合的な満足度

	回答数	%
大変満足	29	25.2
満足	64	55.7
普通	13	11.3
不満	0	0.0
大変不満	0	0.0
無回答	9	7.8
合計	115	100%



## ⑦全体を通して何かご意見・ご要望などございましたら お聞かせ下さい

### 【よかった点】

- 以前、横浜市で保育士として働こうと思い、インターネットで検索した園に正社員就職しましたが、ネット上ではわからない保育園内の問題が多くあり、すぐ辞めた経験があります。  
今回の講演では、まさにその問題を指摘した話がありとても参考になりました。  
募集している園の中には様々な状態がかくされて見えづらいので、このようなフェアはとても良いと思います。
- 63才という年なので、なかなか話を聞く機会もなくありがたかったです。
- 講演会に初めて参加しましたが、話も面白くわかりやすく良かったです。  
ブースの話も丁寧に教えていただきわかりやすかったです。  
ありがとうございました。
- 実際に働いている園をアピールされている事で、文で見るより親しみが湧きました。  
全国展開されている園の特色など興味深かったです。  
富田先生のお話も面白く、面接・見学時のアドバイスも参考になりました。
- 色々なお話が聞けて参考になりました。QUOカードも就職活動の交通費の足しになるので助かります。
- 色々な園の話が聞けて良かったです。  
東京だとなかなか行けないので神奈川県内の開催が増えると参加しやすくなると思う。
- 仕事を積極的に始めてみようと思うきっかけになり良かったです。
- 栄養士の就職を考えています。食育事業、子どもたちと栄養士の関わり方などのお話を聞くことができ参考になりました。
- 講演会が良かった。
- 様々なブースを見て、改めて保育園の栄養士としての仕事の比較を行うことができとても良かったです。
- 富田先生の講演が判りやすく良かったし、参考になった。



## ⑦全体を通して何かご意見・ご要望などございましたら お聞かせ下さい

- 各園のこだわり、特色が大変興味深かったです。
- 丁寧な対応、素敵な笑顔で迎えてくれた。好印象でした。
- 保育園についてイメージが湧き今後の参考になりました。
- 様々な園、働き方があることを知りよかった。
- 冨田先生の話が勉強になり、楽しかった。
- 冨田氏の講演が働く人の身になって細かい所まで考えてくださっていることが分かりとてもよかった。  
プレゼンテーションも工夫があってよかったです。
- 各園のお話がとても魅力的でした。  
プレゼンテーションの数が多いと個別相談に足を運びやすいと思いました。
- 講演会がとても面白かった。  
ワークライフバランス大事ですね。参考にしたいです。ありがとうございました。  
是非昼飯おごってください。
- 講演が面白かったです。
- 講演がとても参考になりました。
- 埼玉の園があると思っていなかったので話が聞けてよかった。
- プレゼンテーションを見て新たに関心の持てる園が増えました。
- 個人相談でじっくり話が聞けて良かった。幼稚園の経験しかなかったので保育園の良いイメージが湧きました。
- 各ブースの方の対応も具体的回答で良かったです。
- いろいろな園の情報がわかって良かった。
- パートで勤務しようと思っておりましたが、常勤で頑張りたいと思いました。
- 資格無しは門がせまいと感じた。  
「15」ブースの方がたくさん提案して下さり良かった。

## ⑦全体を通して何かご意見・ご要望などございましたら お聞かせ下さい

### 【ご要望】

- 栄養士中心のフェアもやって頂けたら嬉しいです。
- 勤務地が一目でわかるブースだとありがたい。
- 混んでいるブースの待ち時間用にイスがあればいいと思いました。
- ブースにパンフレットのナンバーがあると見つけやすい。
- 通りよりブースのNo. がすぐに見てわかるようにしてもらえると良いと思いました。
- 「施設に直接問合せ」という返答が多かったのである程度わかるようにしておいてくれるとありがたいです。
- 0,1,2歳児用の話を聞きたいです。 オススメの絵本も知りたいです。
- 系列園が多い園に関しては、情報量が少ないと感じた園もあった。
- 横浜駅近辺の会場だとアクセスが便利で良いと思いました。

### 【よくなかった点】

- 初めてなのですが、各ブースのに入りづらい。 パンフレットを頂いて帰ります。
- ブース内の室温がやや高いと感じた。
- 他が主催する新宿の転職フェアは東京の求人が多かったので横浜に来てみたがやはり該当する求人(神奈川北部)があまりなかった。

## 参考：フェア当日写真①

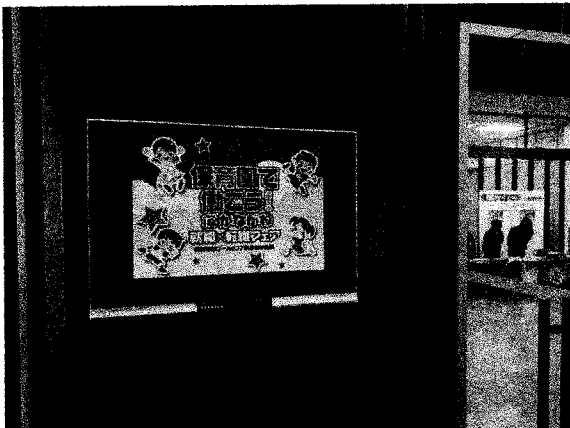
■会場（外観）



■会場入口



■会場（入口）



■会場（受付）



■会場（受付）



■講演会場（特別講演：富田氏）





## 参考：フェア当日写真②

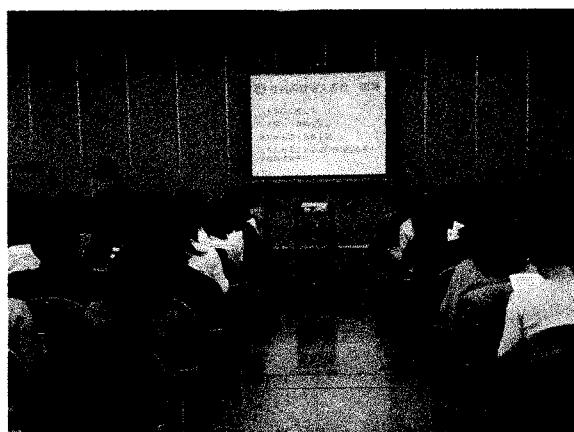
■ 講演会場（特別講演：富田氏）



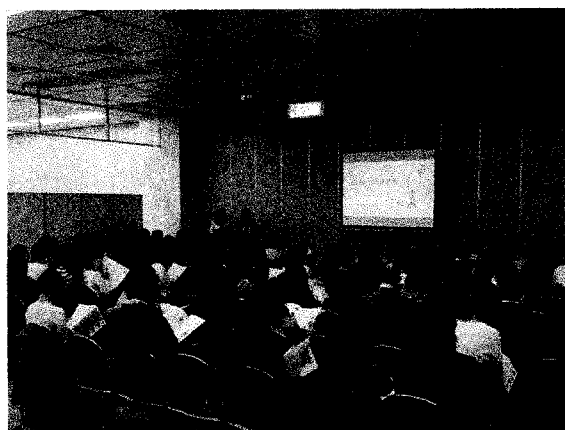
■ 講演会場  
(株式会社モード・プランニング・ジャパン)



■ 講演会場（社会福祉法人 寿会）



■ 講演会場（株式会社アメニティライフ）



■ 講演会場（社会福祉法人 くすの樹会）

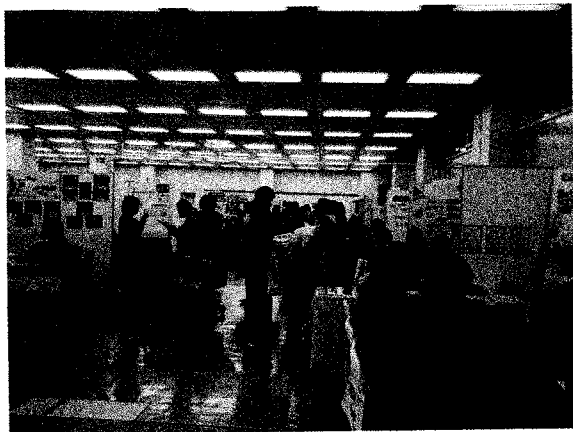


■ 講演会場（株式会社こどもの森）



## 参考：フェア当日写真③

■相談会場



■相談会場



■相談会場



■相談会場



■資料コーナー



■スタンプラリーコーナー



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆子ども・子育て会議（第 34 回）開催される  
～平成 30 年度予算案、平成 29 年度補正予算案が説明される…………… 1
- ◆「広がれボランティアの輪」連絡会議 勉強会の開催…………… 3

## ◆子ども・子育て会議（第 34 回）開催される ～平成 30 年度予算案、平成 29 年度補正予算案が説明される

平成 30 年 1 月 17 日、子ども・子育て会議（第 34 回）が開催されました。

内閣府・厚生労働省・文部科学省から、平成 30 年度予算案および平成 29 年度補正予算案について説明がありました（平成 30 年度予算案・平成 29 年度補正予算案の内容は、本ニュースNo.17-35〔平成 29 年 12 月 28 日号〕にて詳報）。

また、子ども・子育て支援法の改正（案）について協議されました。子ども・子育て支援法の改正案のポイントは 3 点です。

- ①事業主拠出金の率の上限を 0.25%から 0.45%に引き上げる。
- ②事業主拠出金の充当先を「0～2 歳児」の教育・保育給付の費用に拡大する。
- ③待機児童解消等の取り組みを支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとし、国は市町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

当日は、参考資料として「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日、閣議決定）が提示されました。

その内容のうち、「給食の外部搬入」にかかる記述について、本会副会長・佐藤秀樹から発言しています。詳細は、次ページの枠内をご参照ください。

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」についての発言要旨

- 参考資料 1 「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」6 ページ「(18) の (iii)」には、幼保連携型認定こども園の 3 歳未満児に対する食事の外部搬入について、「公立幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる」と書かれており、「(iv)」には、幼保連携型以外の類型の認定こども園における 3 歳未満児の食事の外部搬入も「併せて検討し、必要な措置を講ずる」とされている。
- 一方、11 ページ最後の行からの「(v)」には、保育所の食事の外部搬入について、「公立保育所における食事の外部搬入に関する平成 29 年度の構造改革特別区域推進本部・評価委員会の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。
- これらの「必要な措置を講ずる」ための根拠の記載に整合がない。
- これらについては、平成 29 年 8 月 9 日に開催された「構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会」第 39 回において、いったんの結論が出ており、具体的には「保育事業を取り巻く環境の変化（食物アレルギー有病率の増加、地域における園児の減少等）等も考慮し、部会において課題を再整理し、特例措置の全国展開の可能性等について引き続き検討を行う」とされていて、その後の議論は進んでいないのではないかと。
- 本会と全国保育士会では、これまでも、給食の外部搬入には反対の立場をとってきた。発達個人差が大きい 3 歳未満児、体調不良児、対応によっては、命にかかわる食物アレルギー児等への食事提供については、園内多職種連携のもと、臨機応変かつ適切な運用が必須と考える。
- 今後、「保育の質」を議論しようとしている「子ども・子育て会議」においても、この課題は、無視できないものである。この動きについて、8 月 9 日以降の構造改革特別区域推進本部などでの議論の進捗等があればご説明いただきたく、お願いしたい。

本会からの発言に対し、厚生労働省からは、①8 月 9 日以降の議論は進んでいない、②保育所・認定こども園等における食事については、子どもの育ち、アレルギー児、子どもの体調に応じた対応などの観点から、重要と認識している。外部搬入でこれらに対応できるのか、厚生労働省からも意見を出しており、今後の議論を注視していく、との回答がありました。

会議資料の詳細は、添付の資料をご参照ください。

# ◆「広がれボランティアの輪」連絡会議 勉強会の開催

本会も構成団体として参画している「広がれボランティアの輪」連絡会議では、平成30年1月30日に勉強会を開催します。

下記等をご参照いただき、ご参加をご検討くださいますようお願いいたします。

## ユース世代による多様なアクション ～知ろう、学ぼう、ともに動こう！～ 「広がれボランティアの輪」連絡会議 勉強会

### 1. 趣旨

昨今、草の根で地道に地域のなかで活動してきたボランティア・市民活動の担い手が高齢化しており、若い世代がいかに主体的に活動に参加できるかという課題意識が一般化してきました。

しかし、ユース世代による社会課題などへのさまざまなアクションが見られます。「広がれボランティアの輪」連絡会議では、ユース世代による多様なアクションをサポートしている団体に活動の紹介をいただきつつ、若者が主体的に社会へ参画し、アクションを起こすことができるために、今わたしたちに求められていることは何かを参加者全体で考えることを目的として、勉強会を開催します。

詳細は、「広がれボランティアの輪」連絡会議ホームページ(<https://www.hirogare.net/>)をご参照ください。

2. 主催 「広がれボランティアの輪」連絡会議

3. 日時 平成30年1月30日(火) 14時～16時

4. 会場 UBS証券株式会社 イーストタワー12階

(〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア)

5. 対象 ボランティア・市民活動推進機関・団体関係者、

活動実践者(ボランティア・NPOスタッフ等)、その他活動に関心のある方等

6. 定員 60名

7. 参加費 500円(資料代として)

8. お問い合わせ先

「広がれボランティアの輪」連絡会議 事務局〔担当：赤坂〕

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター内

TEL：03-3581-4656 / Fax：03-3581-7858 / E-mail：info@hirogare.jp

※「広がれボランティアの輪」連絡会議とは

ボランティア・市民活動への参加促進や、活動の環境整備・質の向上等を図ることを目的として、幅広い関係組織(52団体)が結集した緩やかな全国連絡組織です。

ボランティア・市民活動に関する提言活動や、関係者による懇親会・シンポジウムの開催、全国的な広報・啓発活動等を行っています。

# 子ども・子育て会議（第34回）

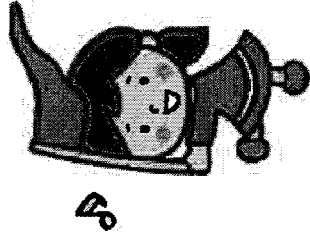
平成30年1月17日（水）10:00～12:00  
於：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

## 議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 子ども・子育て支援新制度に関する予算案（平成30年度当初・平成29年度補正）について
  - (2) 子ども・子育て支援法の改正（案）について
3. 閉会

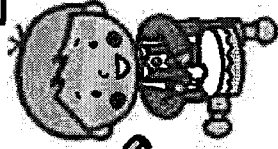
### 【配布資料】

- 資料1-1 子ども・子育て支援新制度に関する予算案（平成30年度当初・平成29年度補正）の状況について
- 資料1-2 平成30年度予算案の概要（子ども家庭局）
- 資料1-3 平成29年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について
- 資料1-4 公定価格に関する議論の整理
- 資料2 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置
- 資料3 子ども・子育て支援法の改正（案）について
- 参考資料1 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針
- 参考資料2 委員提出資料



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパリ!



# 平成30年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部  
厚生労働省子ども家庭局  
文部科学省初等中等教育局

# 平成30年度の社会保障の充実・安定化について

## 〈30年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.4兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.2兆円

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.39兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成30年度の増収額8.4兆円については、
  - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.2兆円を向け、
  - ②残額を
    - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」に概ね1：2で按分した額をそれぞれに向ける。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2)上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。



# 平成30年度における「社会保障の充実」(概要)

専 項	専 業 内 容	平成30年度 予 算 案		平成29年度 予 算 額	
		国 分	地 方 分	国 分	地 方 分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施 社会的養護の充実	6,526 (注1)	3,541	2,985 (注1)	6,526
	育児休業中の経済的支援の強化	416 (注5)	208	208	416
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	17 (注5)	6	10	17
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	934	311	622	904
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	473	138	335	442
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	241	483	724
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	592	604	1,196
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	434	217	217	429
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	0	612
	国民健康保険への財政支援の拡充				
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664 (注2)	832	832	1,664
医療・介護保険制度の改革	・ 保険者努力支援制度等 (基金取り崩し分による措置を含めた総額)	1,527 (1,697)	0	1,527	800
	・ 財政安定化基金の造成	160	0	160	1,100
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	0	700	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	31	217	248
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	246	123	123	221
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	618	256
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	50	47	47	44
合 計		18,659	10,732	10,732	18,388

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。  
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経歴に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。  
(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。  
(注5) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.2億円)は各省庁に計上。  
(注6) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部も活用して、保険者努力支援制度等の支援に必要な約1,700億円は確保。

## 平成30年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○ 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成30年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4, 258億円	2, 684億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）</li> <li>○ 地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）</li> <li>○ 社会的養護の量的拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1）</li> <li>○ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%）</li> <li>○ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善</li> <li>○ 研修機会の充実</li> <li>○ 小規模保育の体制強化</li> <li>○ 減価償却費、賃借料等への対応 など</li> <li>○ 放課後児童クラブの充実</li> <li>○ 病児・病後児保育の充実</li> <li>○ 利用者支援事業の推進 など</li> <li>○ 児童養護施設等の職員配置を改善（5.5：1→4：1等）</li> <li>○ 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進</li> <li>○ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など</li> </ul>

量的拡充・質の向上 合計 6, 942億円

○ 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

# 平成30年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成29年度予算額)

2兆4,550億円

(平成30年度予算案)

→ 2兆5,885億円【年金特別会計】

※平成29年度予算額は、一般会計予算から移管される「子どもの教育・保育給付」を加算している。

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充などにより、子どもを生き育てやすい環境を整備する。

## 子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

2兆5,885億円(2兆4,550億円)

### ◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の向上を図る。

1兆387億円(9,167億円)

### 《「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)》

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29%(現行+0.06%)とする。

### ① 子どものための教育・保育給付

9,031億円(7,928億円)

○ 子どものための教育・保育給付交付金 8,977億円(7,879億円)

・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)

・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

○ 子どものための教育・保育給付費補助金 54億円(49億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

※ 平成30年度予算案より、「子どものための教育・保育給付」については、一般会計予算から、年金特別会計子ども・子育て支援勘定に移管される。

【主な充実の内容】

- ・保育士等の待遇改善  
平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士・幼稚園教諭・保育教諭＋1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映する。
- ・幼児教育の段階的無償化等  
1号認定子どもについても、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の保育料を軽減する。

② 地域子ども・子育て支援事業

1,356億円（1,239億円）

- 子ども・子育て支援交付金 1,188億円（1,076億円）  
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
  - ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
  - ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等
- 子ども・子育て支援整備交付金 168億円（163億円）  
放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実の内容】

- ・放課後児童クラブの拡充  
「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を来年度までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。
- ・幼稚園における2歳児等の受入れ推進  
「子育て安心プラン」に基づき、一時預かり事業（幼稚園型）により、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、3～5歳児に対する預かり保育の長時間化等を推進するための補助の拡充を行う。

◆児童手当

1兆3,795億円（1兆4,007億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

◆企業主導による多様な就業形態等に対応した多様な保育の支援

1,701億円(1,313億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

《「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)》(再掲)

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0～2歳児相当分)に充てる。  
拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29%(現行+0.06%)とする。

① 企業主導型保育事業

1,697億円(1,309億円)

- ・ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設  
の設置・運営を支援する。
- ・ 企業主導型保育事業により7万人の受け皿の拡大をしてきたところであるが、さらに2万人分の受け皿の拡大を図る。

【主な充実内容】

中小企業における企業主導型保育事業の活用促進として、中小企業が設置する施設に対して以下の措置を実施する。

- ① 運営費の企業負担分を軽減(運営費の 5% → 3% に軽減)
- ② 防犯・事故防止のための加算を増額
  - ・ 防犯・安全対策強化加算の単価を10万円/年 → 20万円/年に増額
- ③ 整備費に共同設置・共同利用のための加算を創設
  - ・ 施設整備段階から共同設置・共同利用する企業を探したり、共同利用する企業と計画段階から必要な調整に係る事務費用に充てるための加算(100万円)を創設
- ④ 中小企業に対する普及促進策
  - ・ 地域ごとの中小企業向け説明会・相談会を開催(地元商工会議所等と連携して実施)
  - ・ 中小企業が設置した施設の好事例・ノウハウ集の作成・周知(今年度末までに作成・周知)

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3,8億円(3,8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

# 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

○平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。  
 幼児教育無償化の取組状況としては、

①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)

※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化

②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充

③1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算案)

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

## 保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)(～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下(～約360万円)	14,100円 → 10,100円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下(～約680万円)	20,500円 [第1子: 3,000円 第2子以降: 0円]
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上(～約680万円～)	25,700円

← 多子カウント年齢制限なし " 有り(小学校3年生以下) →

階層区分	利用者負担(保育標準時間)
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③所得割課税額48,600円未満(～約330万円)	16,500円 ※ひとり親等世帯 [第1子: 6,000円 第2子以降: 0円]
④所得割課税額57,700円未満(77,101円未満)(～約360万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯 [第1子: 6,000円 第2子以降: 0円]
97,000円未満(～約470万円)	27,000円
⑤所得割課税額169,000円未満(～約640万円)	41,500円
⑥所得割課税額301,000円未満(～約930万円)	58,000円
⑦所得割課税額397,000円未満(～1,130万円)	77,000円
⑧所得割課税額397,000円以上(1,130万円～)	101,000円

← 多子カウント年齢制限なし " 有り(小学校就学前) →



## ○「新しい経済政策パッケージ」(抜粋)

(平成29年12月8日閣議決定)

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直しで活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。)と保育の運営費(0歳～2歳児相当分)に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

# 平成30年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成29年度予算額)

1兆1,472億円  
991億円

(平成30年度予算案)

1兆3,160億円  
1,072億円

【内閣府予算を含む】

【うち厚生労働省予算】

### 1. 待機児童の解消に向けた取組の推進

1,065億円(983億円)

#### ◆保育園等の整備の推進

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育の受け皿の整備を推進する。

- ① 保育園緊急整備事業(※)
- ② 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ③ 小規模保育整備事業(※)
- ④ 保育園等防音壁設置事業
- ⑤ 保育園等防犯対策強化事業
- ⑥ 民有地マッチング事業(整備候補地の掘り起こし等)

#### ◆改修による保育園等の設置支援

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等(※)を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ① 賃貸物件による保育園改修費等支援事業(※)
- ② 小規模保育改修費等支援事業(※)
- ③ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業(※)
- ④ 認可化移行改修費等支援事業(※)
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業(※)

#### ◆賃貸方式による小規模保育等の推進

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。



【参考：平成29年度補正予算案】  
・保育園等の整備の推進

643億円  
保育所等整備交付金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修による保育の受け皿整備に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3) (※)し、保育の受け皿の整備を推進する。

◆保育人材確保のための総合的な対策

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の緩和や定員規模に応じた補助者の加配による事業の拡充、「保育体制強化事業」の実施主体に関する要件（待機児童解消加速化プランへの参加）の撤廃などによる事業の拡充、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格の取得支援における対象者の拡大、など、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士等の質の向上・人材確保のための各種研修を実施する。

- 保育士確保対策
  - ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業
  - ② 保育士宿舎借り上げ支援事業
  - ③ 保育体制強化事業【拡充】
  - ④ 保育補助者雇上強化事業【拡充】
  - ⑤ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
  - ⑥ 保育人材就職支援事業
- 保育士資格取得と継続雇用の支援
  - ① 保育士資格取得支援事業【拡充】
  - ② 保育士試験追加実施支援事業
  - ③ 保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
  - ④ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
  - ⑤ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
  - ⑥ 保育園等における業務集約化推進事業
- 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修
  - ① 保育の質の向上のための研修事業
  - ② 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
  - ③ 保育士等キャリアアップ研修

【参考：平成29年度補正予算案】  
・保育園等におけるICT化推進事業

13億円  
保育士の業務負担軽減を図るため、保育計画や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用について支援する。

◆多様な保育の充実

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

- ①広域的保育園等利用事業【拡充】
- ②医療的ケア児保育支援モデル事業
- ③家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】
- ④保育利用支援事業
- ⑤サテライト型小規模保育事業
- ⑥保育環境改善等事業

◆安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。  
・保育園等の事故防止の取組強化事業

【参考：平成29年度補正予算案】

- ・保育園等における事故防止推進事業
- ・保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援する。

3億円

2. 子ども・子育て支援新制度の実施<内閣府予算>

1兆387億円(9,167億円)

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡大」及び「質の向上」を図る。

◆子どものための教育・保育給付

①施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。  
※公立分については、地方財政措置により対応。

※平成30年度予算案における改善の内容

保育士等の待遇改善平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成30年度の公定価格にも反映する。

②地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

#### ◆地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

- ① 利用者支援事業  
子どもや保護者の身近な場所、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。
- ② 延長保育事業  
残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。  
※公立分については、地方財政措置により対応。
- ③ 病児保育事業【拡充】  
地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。  
また、感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から、補助単価について、加算分の上限の見直し及び定額部分（基本分及び改善分）の一本化を行う。
- ④ 一時預かり事業  
日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。
- ⑤ その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

#### ◆認可を目指す認可外保育施設への支援

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対する運営費支援の補助基準額について引き上げるとともに定員規模に応じて設定する仕組みとする。また、認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について支援を行う。

- ① 認可化移行運営費支援事業【拡充】
- ② 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

#### 3. その他の保育の推進

7億円(8億円)

#### ◆子育て支援員研修

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保を図る。

#### ◆子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

社会的養育の充実(一部社会保障の充実)(一部新規)

(平成29年度予算額)

1,448億円

(平成30年度予算案)

1,498億円

◆社会的養育の充実(一部社会保障の充実)(一部新規)

1,498億円(1,448億円)

- 家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む民間あっせん機関に対する支援及び人材育成のための研修の実施並びに「特別養子縁組制度」に関する周知広報の充実を図る。併せて、児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

# 平成30年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 幼児教育の振興

(平成29年度予算額) → (平成30年度予算案)  
359億円 → 371億円\*

\*子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

### 1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

330億円\*(309億円)

\*子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、年収約270～360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

◆年収約270～360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯)の保護者負担軽減

第1子:年額168,800円 → 年額120,800円(▲48,000円)

第2子:年額85,000円 → 年額61,000円(▲24,000円)

※第3子以降は既に無償。

※年収はモデル世帯(夫婦(片働き)と子供2人)の場合の目安

### 2. 幼児教育の質の向上

2.8億円(3.5億円)

◆**幼児教育の推進体制構築事業**

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

1.4億円(1.8億円)

◆**幼稚園の人材確保支援事業**

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

0.7億円(0.8億円)

◆**幼児期の教育内容等の充実【拡充】**

・幼児期の教育内容等深化・充実調査研究

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

0.3億円(0.2億円)

・幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究【新規】

幼稚園等における2歳児の円滑な受入れ方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目のない対応(幼稚園接続保育)の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

◆**幼稚園教育要領の普及・啓発**

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び北海道府県において研究協議会を行う。

0.3億円(0.6億円)

◆**ECEC※ Network事業の参加**

OECDにおいて計画されている国際幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

0.1億円(0.1億円)

※ ECEC : Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

39億円(47億円)

※平成29年度補正予算額(案) 17.5億円

◆**認定こども園等への財政支援**

3.3億円(4.1億円)

※平成29年度補正予算額(案) 16.5億円  
認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

○認定こども園施設整備交付金

【負担割合(認定こども園整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

○教育支援体制整備事業

【負担割合(認定こども園等への移行支援) 国1/2 事業者1/2 等】

2.2億円(3.0億円)

1.1億円(1.1億円)

◆**私立幼稚園の施設整備の充実**

5億円(5億円)

※平成29年度補正予算額(案) 10億円  
緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

・幼稚園における2歳児等の受入れ推進【再掲】

「子育て安心プラン」に基づき、一時預かり事業(幼稚園型)により、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、3～5歳児に対する預かり保育の長時間化等を推進するための補助の拡充を行う。

・平成30年度公定価格における事務職員配置の促進

平成30年度公定価格(1号)において、教員等の業務負担軽減の観点から、直接契約施設である幼稚園・認定こども園における事務職員配置を促進する。具体的には、定員9人以上の施設に対する追加の事務経費の措置について、実際に事務職員を配置していることを要件とする。

## 2018年度（平成30年度）予算案の概要 （子ども家庭局）

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

### 《主要事項》

#### 第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

#### 第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 被虐待児などへの支援

#### 第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

#### 第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

## 《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 29 年度 当初予算額	平成 30 年度 予 算 案	増▲減額	伸び率
一般会計	4, 6 6 3	4, 7 3 3	+ 6 9	+ 1. 5 %
東日本大震災復興 特別会計	6. 9	1. 3	▲ 5. 6	▲ 81. 2 %

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

2018 年度（平成 30 年度）における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実（公費） 6, 9 4 2 億円
- 子ども・子育て支援新制度の実施（公費） 6, 5 2 6 億円（内閣府所管）
- 児童入所施設措置費（公費） 4 1 6 億円（厚生労働省所管）



## 第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

### 1. 保育の受け皿拡大・多様な保育の充実

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)

991億円 → 1,072億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援の拡充など総合的な取組を推進する。

#### (1) 保育の受け皿拡大【一部拡充】

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う「民有地マッチング事業」において、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う場合について支援の拡充を図る。

(参考) 【平成29年度補正予算案】

- 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備の推進 643億円
- ・ 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。

#### (2) 多様な保育の充実【一部新規】

家庭的保育事業を推進するため、複数の事業者・連携施設が、保育環境の整備や経営の効率化を共同で実施する体制作りをモデル的に実施する。

また、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、「広域的保育所等利用事業」について、送迎センターからのみでなく自宅等から直接送迎する仕組みを可能にするなど拡充を図る。

さらに、保育園等において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援をモデル的に実施する。

### (3) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について対象者の要件を緩和するなど充実を図る。

また、保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、対象者の要件を見直し、充実を図る。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

- 保育園等における ICT 化の促進 13 億円
  - ・ 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化に必要な経費を補助する。

### (4) 安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

- 保育園等における事故防止対策の推進 3 億円
  - 睡眠中等の場面で発生しやすい重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品の購入に必要な経費を補助する。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

(平成 29 年度当初予算額)

(平成 30 年度予算案)

2兆4,550億円 → 2兆5,885億円 (内閣府予算)

### (1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

9,167億円 → 1兆387億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の向上を図る。

- ① 子どものための教育・保育給付 7,928億円 → 9,031億円
  - ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
  - ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

※ 平成 30 年度予算における改善の内容

- ・ 保育士等の待遇改善

平成 29 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.1%）を平成 30 年度の公定価格にも反映する。

《参考》「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25% から 0.45% に変更し、0.3 兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2 歳児相当分)に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29% (現行+0.06%) とする。

② 地域子ども・子育て支援事業 1, 239 億円 → 1, 356 億円  
市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

## (2) 放課後児童クラブの拡充(一部社会保障の充実)(再掲)

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの 2019 年度末までの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を 2018 年度末までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

## (3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した保育の支援

1, 313 億円 → 1, 701 億円

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

※ 平成 30 年度予算における改善の内容

- ・ 平成 29 年度までの企業主導型保育事業の 7 万人の整備に加え、新たに 2 万人分の整備を実施
- ・ 中小企業における企業主導型保育事業の活用促進
  - ▶ 運営費の企業負担分の軽減
  - ▶ 防犯・事故防止のための加算の増額
  - ▶ 整備費において共同設置・共同利用のための加算を創設
  - ▶ 地域ごとの中小企業向け説明会・相談会の開催や好事例集の作成

《参考》「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)

(再掲)

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を 0.25% から 0.45% に変更し、0.3 兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2 歳児相当分)に充てる。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 30 年度は、0.29% (現行+0.06%) とする。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当 1兆4,007億円 → 1兆3,795億円  
次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

**3. 子どもを産み育てやすい環境づくり**

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)  
206億円 → 215億円

(1) 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について、助成を行うとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開（一部社会保障の充実）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（内閣府予算に計上））を活用して実施

(3) 産婦健康診査事業等

ア 産婦健康診査事業

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

イ 新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

## 第2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等やそれを具現化するための工程等が示された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実を図る。

### 1 児童虐待の発生予防

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1,427億円の内数 → 1,475億円の内数

#### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部拡充】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。
- ・ また、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するとともに、特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。

#### (2) 子育て家庭へのアウトリーチ

- ・ 家庭における適切な子どもの養育の実施を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その住宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。

### 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1,451億円の内数 → 1,500億円の内数

#### (1) 児童相談所の体制強化等【一部拡充】

- ・ 児童相談所における司法的な相談や対応が円滑に行われるよう弁護士の配置を促進する。
- ・ また、中核市及び特別区等における児童相談所の設置のための補助職員等の配置に要する費用について補助を行うとともに、児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助の創設や新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図り、児童相談所の設置を支援する。

- ・ 一時保護中の児童に対する学習支援の充実を図るため、一時保護所における学習指導協力員の配置等を推進する。
- ・ 未成年後見人から適切な支援が受けられるよう、未成年後見人に対する報酬等の補助の対象者を拡充する。

## (2) 市町村の体制強化

- ・ 市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行う。
- ・ 市町村が在宅の児童に対する支援を適切に行うことができるよう、市町村における相談体制等を強化するため、スーパーバイザーの配置を促進する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修の受講や虐待対応強化支援員等の配置促進による要保護児童対策調整機関や構成員の専門性強化を図るとともに、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する。

## 3 被虐待児などへの支援

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

1,448億円の内数 → 1,498億円の内数

### (1) 家庭養育等の推進【一部新規】

- ・ 里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。
- ・ 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成を進めるための民間あっせん機関の職員に対する研修事業等を創設する。また、関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への助成事業を創設する。  
併せて、「特別養子縁組制度」の普及促進のため、広報啓発を実施する。

## (2) 施設の小規模化・多機能化等の推進【一部新規】

- ・ 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止するとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行う。
- ・ 乳児院等における安定的な一時保護委託の受入れ及び積極的な里親支援を行う体制の構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。
- ・ 乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。

(参考) 【平成 29 年度補正予算案】

○ 児童養護施設等における ICT 化の推進

児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、児童相談所との情報連携等、施設の ICT 化の推進に必要な経費を補助する。

## (3) 自立支援の充実【一部拡充】

- ・ 自立に向けた支援の充実を図るため、里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」の実施を促進する。



### 第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

#### 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)  
2, 113億円の内数 → 2, 049億円の内数

#### (1) 支援につながるための取組【一部新規】

##### ①自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

##### ②配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

（後掲12ページ参照）

#### (2) 生活を応援する取組【一部新規】

##### ①自立を促進するための経済的支援（児童扶養手当制度の充実等）

- ・ 児童扶養手当について、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。また、手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すために、必要な措置を講ずる。

- ・ 母子父子寡婦福祉貸付金について、新たに大学院進学のための修学資金等を創設し、支援の充実を図る。

## ②子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

## ③養育費の確保等支援

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。

## ④ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

## ⑤未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

- ・ 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

## (3) 学びを応援する取組

### ○ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

#### (4) 仕事を応援する取組【一部拡充】

##### ①就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

##### ②母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

## 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

(平成29年度当初予算額)

(平成30年度予算案)

177億円の内数 → 182億円の内数

- ・ 婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図るとともに、婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置の拡充等により、婦人保護施設等における支援の充実を図る。
- ・ 若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

## 第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

### 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)  
6.9億円 → 1.3億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、2018年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### 2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)  
200億円の内数 → 190億円の内数  
※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

### 3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

・次世代育成支援対策施設整備交付金

(平成29年度当初予算額) (平成30年度予算案)  
66億円 → 71億円

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求め、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

# 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大等

(参考資料)

## 保育園等の整備の推進、保育園等改修費支援等

### 【主な内容】

- 「子育て安心プラン」実施のための保育の受け皿の整備
- 保育園や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等  
など

## 保育人材確保のための総合的な対策

### 【主な内容】

- 保育補助者の雇上げ支援について対象者の要件の緩和や定員規模に応じた補助者の加配
- 保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について対象者の拡大
- 保育士の業務負担の軽減のため、保育に関する計画や登降園管理等の業務のICT化の支援

【29補正】

## 多様な保育サービスの推進

### 【主な内容】

- 家庭的保育事業における共同事業体（コンソーシアム）による事業実施体制作りをモデル的に支援
- 保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもの受入体制を整備するため、看護師の配置等やたん吸引等に係る研修の受講等をモデル的に支援  
など

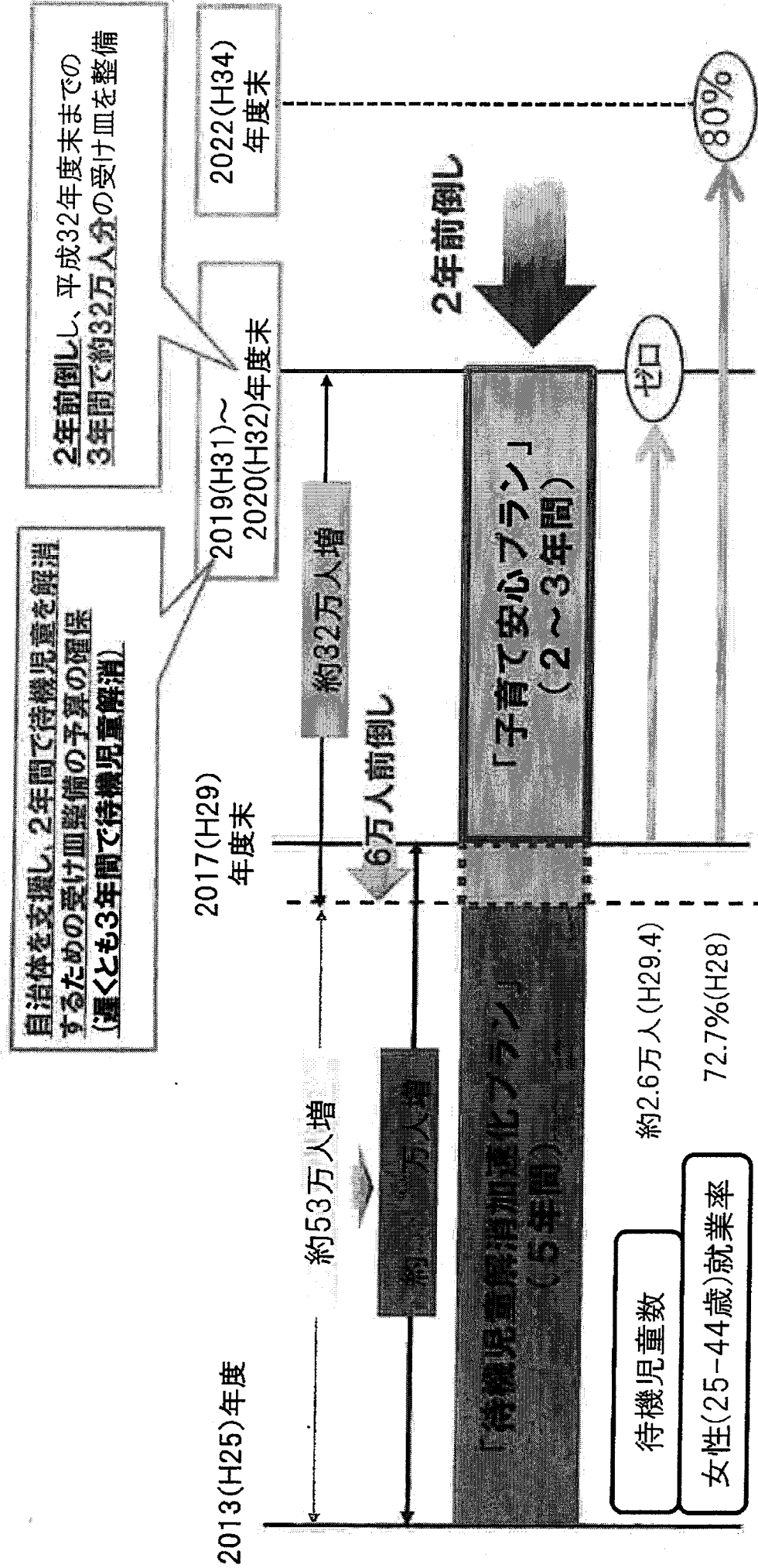
## 安心かつ安全な保育の実施への支援

### 【主な内容】

- 保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援
- 保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援【29補正】

# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

# ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

## 妊娠・出産包括支援事業

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るために一体的に拡充する。また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

## 産婦健康診査事業

産後うつ（抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害）の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能的回復や授乳状況の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

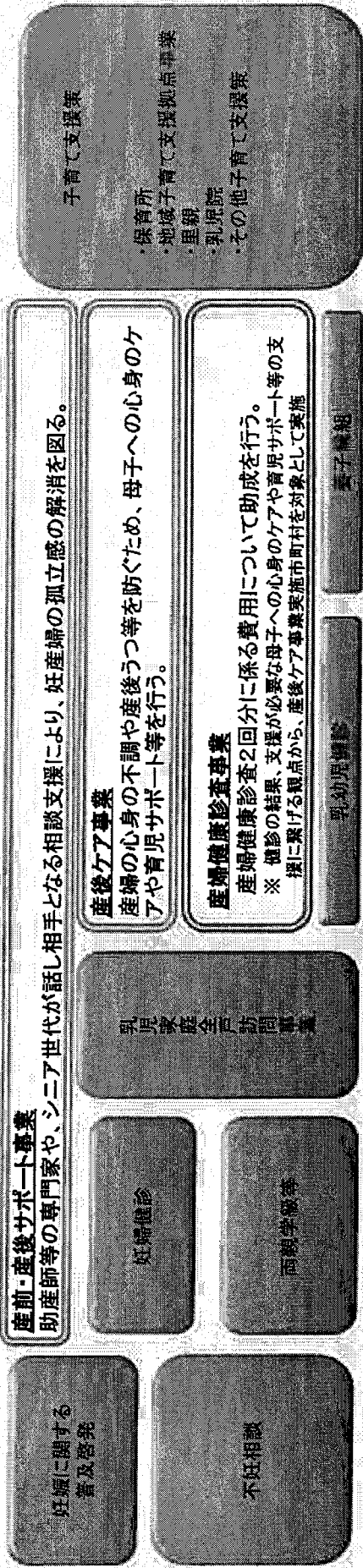
## 子育て世代包括支援センター

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業  
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

## 【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】





# ○児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実

平成28年改正児童福祉法等を踏まえ、児童虐待の発生予防から児童の自立支援までの総合的な対策を推進する。

## ＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

### 産前・産後母子支援事業（モデル事業）【拡充】

特定妊婦等に対して産前から産後にかけて支援を行う産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に加える。



### 児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。



### 未成年後見人支援事業【拡充】

児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、報酬対象となるよう補助対象の拡大を行う。

### 一時保護機能強化事業【拡充】

一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。



### 里親支援事業【拡充】

里親支援事業について、「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。



### 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業【新規】

関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う。

### 乳児院等多機能化推進事業【新規】

乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や、医療機関との連携による支援体制の強化を図るための事業を創設する。



### ＜特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業【新規】＞

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

### ＜里親制度等広報啓発事業【拡充】＞

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う事業について、「特別養子縁組制度」の広報啓発を追加する。

### ＜児童入所施設措置費等【拡充】＞

- ・乳児院等における安定的な一時保護委託の受け入れ及び積極的な里親支援体制の構築のため、児童入所施設措置費の運用改善を行う
- ・児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置が所数の制限を廃止する等

### ＜次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】＞

新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような施設整備を行う場合の補助の加算を創設する。

## ○ひとり親家庭の自立支援及びDV対策等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、高等職業訓練促進給付金の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、DV被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

### ひとり親家庭の自立支援の推進

#### ○高等職業訓練促進給付金等事業【拡充】（母子家庭等対策総合支援事業）

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

#### ○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

#### ○未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

### DV対策等の推進

#### ○若年被害女性等支援モデル事業（仮称）【新規】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

# 平成29年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について

## (公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

## (国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- ・平成29年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成29年度単価表を改定予定。  
(保育士及び幼稚園教諭等人件費 + 1.1%程度)
- ・財源は補正予算において対応する予定。
- ・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成30年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

## (実施時期)

平成29年4月1日(遡及適用)

## (参考：平成29年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

- ① 俸給表の水準を引上げ
- ② 勤勉手当の引上げ(0.1月分)

## 公定価格に関する議論の整理

平成 30 年 1 月 17 日

## ○ 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

## (主な意見)

- ・ 管理業務の効率化などコスト削減を検討すべき。
- ・ 子どものために使われるべき事業費等が十分なのか分析が必要。
- ・ 現在の地域区分では、地域の事情を適切に反映しておらず、区分境の公定価格の低い方の地域では人材確保が非常に困難になっている。
- ・ 2号児の給食に係る費用を主食分も公定価格に含めるべき。
- ・ 1号部分の通園送迎加算及び給食実施加算の額が不十分であり拡充すべき。
- ・ 公定価格で設定されている園長分の給与が不十分であり拡充すべき。
- ・ 質の高い教育・保育を提供するためにも公定価格の積算は現行の積み上げ方式を維持してほしい。
- ・ 保育所からの研修参加は非常に厳しい状況であり、公定価格に含まれている年休代替要員費や研修代替要員費を確保すべき。
- ・ 各施設の規模、地域、法人種別の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 地域別の最低賃金を考慮すべきではないか。
- ・ 法人単位でのスケールメリットに応じた見直しを考えるべきではないか。
- ・ 複数施設を運営している社会福祉法人について、経営努力の中で収支差が出ていることだけに着目して公定価格を決めるべきではない。
- ・ 効率的な運営は経営上望ましいことなので、見直しに当たってはその意欲を妨げることのないよう留意するとともに、効率化のためのノウハウを共有できるようにするべき。
- ・ 公定価格基準の職員配置よりも実際の職員配置の人数が上回っていることを踏まえ、公定価格を設定すべき。
- ・ 幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置は継続するべき。
- ・ 認定こども園は1号児、2・3号児の組み合わせで公定価格を設定しているが、いずれは独自の基準を設定していくべき。

- ・ 居宅訪問型保育事業に関して、保育を提供していない日について、公定価格を日割りにすることには反対である。
- ・ 保育士不足が深刻になっているので、人材確保に費用がかかるので予備費等を確保しておかないと職員雇用もままならない。
- ・ 基本分単価について、地域性や定員規模などを細かくみた上で、加算・減算によるメリハリをつけることが必要。
- ・ 市区町村ごとに異なる請求書様式の共通フォーマットを作成することで、事務負担軽減を図るべきではないか。
- ・ 新制度に移行している幼稚園については、小規模園や都市部以外に所在する園が多いことに留意するべき。
- ・ 調査対象時点は、新制度が開始して2年目であり、慎重な経営を行っている園が多いことに留意するべき。
- ・ 今回の調査結果を総合的に判断して、公定価格を引き下げる見直しは必要ない。
- ・ 施設の運営は10年、20年のスパンで考えていく必要がある。
- ・ 公定価格の見直しをすると新制度への移行を検討している幼稚園が移行しなくなるのではないか。

### (今後の方向性)

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

## ○ 教育・保育の質の向上

### (主な意見)

- ・ 保育士等が長く働き続けるためにキャリアアップの仕組みの構築を進めるべき。
- ・ 保育士等の平均給与は他職種に比べて低く処遇改善が必要。併せて研修機会の確保も必要。
- ・ 女性職員が多い職場であることを踏まえ、産休・育休の取得や職場復帰を支える代替職員についても考慮した人件費とするべき。
- ・ 非常勤職員の処遇改善についても検討を進めるべき。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱの要件となる研修について、文科省、厚労省からそれぞれ通知等が出されているが、自治体が混乱しないように、認定こども園の取り扱いも含め、三府省で早急に通知の発出をしてほしい。
- ・ 処遇改善等加算Ⅱについて、加算要件等を各施設や運営法人の実態に合わせた柔軟な仕組へ改善するべき。
- ・ 公定価格について考えていく際は、法人単位で考えていくべき。
- ・ 保育士の処遇改善等加算が適切に人件費に反映されているかの検証など、公定価格の適正化が必要。
- ・ 人事院勧告はしっかり反映していくべき。
- ・ 各地域で幼児教育の内容の充実が図られるよう、幼児教育アドバイザーの配置や幼児教育センターの設置の全国展開等が図られるべき。
- ・ 無償化の財源の話が出ているが、約束いただいている0.3兆円超の質の向上も早期に行うべき。
- ・ 公費による保育の質を確保していくためには、更に保育内容の「見える化」を進めていくことが重要。また、見える化したものについて事後的に評価していくことも必要。
- ・ 見える化については、園の特色だけではなく、基礎部分をいかに丁寧に行っているかという視点で行うべき。またその評価に当たっては、大人が目線だけではなく、子どもの目線も考慮するべき。
- ・ 保育内容の見える化だけではなく、保育のアウトカムの見える化も必要。
- ・ 公立、私立の職員給与の格差を是正すべきではないか。
- ・ 規制改革推進会議や地方分権有識者会議の議論は保育の量的拡大に偏重している。保育の質の向上にも重きを置いていただきたい。
- ・ 幼稚園教諭・保育士等の配置改善、加算の見直し・充実が図られるべき。
- ・ 各園で教育・保育課程や指導計画の編成・見直しを行うことが重要であり、そのための人員配置や保護者等への見える化が必要。
- ・ 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源は、税財源で確保すべき。

### (今後の方向性)

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討

## ■0.3 兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

### ○ 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

#### (主な意見)

- ・ 運営する法人の会計基準の違いを踏まえて収支差をどのように評価するか。
- ・ 収支差については、施設整備に対する施設種別ごとの補助制度の違いを考慮し判断すべき。
- ・ 上乗せ徴収や地方単独補助については、収入・支出から除き、公定価格のみで収支差を出すべき。
- ・ 借入金利息や本部繰入金も含めて収支差をみるべき。
- ・ 収支差だけでなく職員の人件費や処遇改善といった質の確保等運用実態も踏まえた上で適正化を行うべき。
- ・ 今後も継続して実態調査を実施していくべきではないか。
- ・ 認定こども園への移行のめどが立つと考えられる2019年度に実態調査を行うべきではないか。
- ・ 2019年度に消費税が2%上がることから、その影響を見るために来年もう一度経営実態調査を実施すべき。
- ・ 回答いただく事業所の負担を軽減するためにどのような工夫ができるか。
- ・ 公立施設について収支差で経営状況を判断することが難しいのであれば参考となる指標を示すなどの工夫が必要ではないか。
- ・ 調査結果の信頼性を高めるため、各種団体や専門家も入れて調査設計をするべきではないか。
- ・ 全体の有効回答率は52%であるが、個々の質問事項や施設種別に見た時に有効回答率が低いので上げていく工夫をすべき（ICTの活用を含む）。
- ・ 調査票の作成にあたっては、各種団体や専門家などを交えて検討してはどうか。

#### (今後の方向性)

### ■調査の設計・方法等に関する検討

- ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討



- ・ 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
- ・ 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

# 働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

資料 2

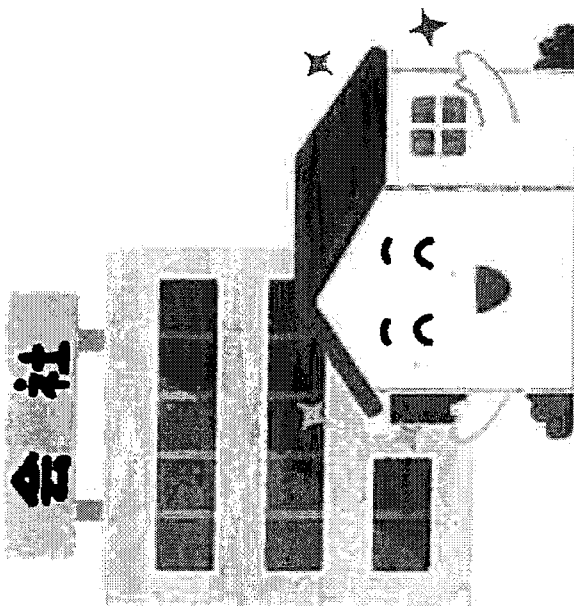
(所得税、法人税)

## 1. 平成30年度税制改正の大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

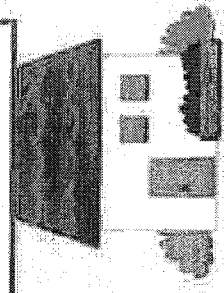
## 2. 制度の内容

2018年度～2019年度に  
企業主導型保育施設を新設・増設



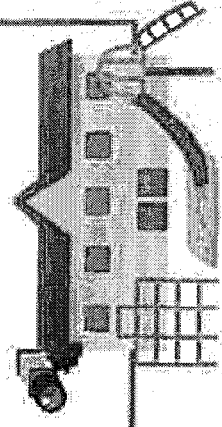
### 減価償却資産

① 企業主導型保育施設の建物等



② 幼児遊戯用構築物等

- ・遊戯用の構築物
- ・遊戯具
- ・家具
- ・防犯設備



3年間の割増償却

普通償却費

+

普通償却限度額の12%  
(建物等及び構築物は15%)

# 子ども・子育て支援法の改正（案）について

※取扱嚴重注意

資料3

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

### 2. 事業主拠出金の充当代象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充ててることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当代象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

### 3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

## 施行期日

平成30年4月1日（予定）

## 【参考資料】新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抄）

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世帯を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てるとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

### （参考）現行の事業主拠出金による事業

- 拠出金率 0.23%（法律で上限を0.25%に規定）
- 事業主拠出金の充当先（平成29年度）
  - 計：3,969億円
  - 〔 児童手当 1,832億円
  - 〔 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育） 813億円
  - 〔 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等） 1,313億円
- 厚生年金保険料等を事業主から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。  
（なお、労使折半ではなく、使用者のみ拠出金を負担）

※ 平成30年度は、0.29%（現行に+0.06%、追加拠出金額は1,000億円程度）とする予定。（政令で規定）

# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保  
 （遅くとも3年間で待機児童を解消）

2年前倒し、平成32年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備

2013(H25)年度  
 2017(H29)年度末  
 2019(H31)～  
 2020(H32)年度末  
 2022(H34)年度末

約53万人増

約32万人増  
 6万人前倒し

「待機児童解消加速化プラン」  
 （5年間）

「子育て安心プラン」  
 （2～3年間）

2年前倒し

待機児童数

約2.6万人(H29.4)

女性(25-44歳)就業率

72.7%(H28)

ゼロ

80%

※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

## 「待機児童対策協議会（仮称）」

### 【主な役割（例）】

- 都道府県単位での保育の受け皿確保
  - ・ 市区町村の整備計画の精査
  - ・ 企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
  - ・ 多様な主体の参入促進
- 保育所等の広域利用の推進
  - ・ 市区町村間の利用調整
  - ・ 広域利用のための協定の締結支援

- 保育人材の確保・資質の向上
  - ・ 必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化
- 監査指導の効率化
  - ・ 都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整
- その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども子育て支援事業支援計画に反映

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成 29 年 12 月 26 日  
閣 議 決 定

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 29 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 30 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。



### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（略）

### 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

#### 【内閣府】

#### (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平 18 法 77)

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び8項並びに4条1項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条11項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議

及び教育委員会との連携確保（8条）

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条）
  - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）
- （関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（2）子ども・子育て支援法（平24法65）

（i）以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号）
- ・教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

（ii）施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平27内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、指定都市及び中核市に平成29年度から移譲する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成29年4月27日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

【厚生労働省】

（1）児童福祉法（昭22法164）

放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。

## 6 義務付け・枠付けの見直し等

### 【内閣府】

- (1) 学校教育法（昭 22 法 26）、児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

特定教育・保育施設の施設監査（学校教育法、児童福祉法 46 条 1 項及び 59 条 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 19 条に基づく監査等をいう。）及び確認監査（子ども・子育て支援法 14 条及び 38 条に基づく監査等をいう。）については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法 59 条 9 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 6 項）を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2 条 12 号）の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- (4) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法 27 条 1 項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額（子ども・子育て支援法施行規則（平 26 内閣府令 44）2 条 2 項 1 号。以下この事項において「利用者負担額」という。）

の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。

- ・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成 29 年度中に必要な周知を行う。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法 56 条 7 項及び 8 項並びに子ども・子育て支援法附則 6 条 7 項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

#### (6) 児童福祉法(昭 22 法 164)及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

#### (15) 私立学校振興助成法(昭 50 法 61)及び子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行令(昭 51 政令 289) 4 条 1 項 2 号ロ)による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)(子ども・子育て支援法 59 条 4 号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体

に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

(18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(平 18 法 77)

- (i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1） 5 条 3 項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- (ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13 条 2 項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。

(関係府省：厚生労働省)

- (iii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1）のうち、3 歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼保連携型認定こども園における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

- (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2）のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### (19) 子ども・子育て支援法（平24法65）

(ii) 子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。

- ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。
- ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(iii) 特定教育・保育施設の利用定員の設定又は変更に係る市町村長から都道府県知事への同意を要しない協議（31条3項及び32条3項）については、届出とする。

(iv) 特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続（35条2項）については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(v) 子ども・子育て支援交付金については、地方公共団体の円滑な申請手続が可能となるよう、平成30年度から、当該交付金要綱の速やかな発出を行うとともに、交付申請等の年間スケジュールを明確化する。

(vi) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

- ・処遇改善等加算I（特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、

特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 21 号）における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法（平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて（平 28 内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課））に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・職員 1 人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成 30 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成 30 年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・国家公務員の給与改定に伴う公定価格（同告示 1 条 12 号）の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

## 【文部科学省】

### （1）学校教育法（昭 22 法 26）及び地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立幼稚園の管理・運営については、市町村の運営実態、公立幼稚園存続の希望その他の具体的な状況を踏まえ、学校法人又は地方独立行政法人への包括委託を含めた問題解決の方策について、公立幼稚園の設置者である地方公共団体からの具体的な提案を受けて速やかに検討し、結論を得る。その結論を踏ま



え、地方独立行政法人の業務の追加について速やかに検討し、結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省)

### (3) 地方自治法（昭 22 法 67）及び学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（学校給食法 11 条 2 項）の徴収又は収納の事務については、学校給食費が物品売払代金（地方自治法施行令（昭 22 政令 16）158 条 1 項 4 号）に該当するため、私人に委託することが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年中に通知する。

(関係府省：総務省)

[措置済み（平成 29 年 11 月 30 日付け総務省自治行政局行政課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）]

### (11) 学校給食法（昭 29 法 160）

学校給食費（11 条 2 項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。

- ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

- ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。

### (17) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 幼稚園における 2 歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成 30 年度に 2 歳児特有の発達を踏まえた配慮や 3 歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成 31 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府)

【厚生労働省】

### (3) 児童福祉法 (昭 22 法 164)

- (i) 保育所における保育士の配置基準 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭 23 厚生省令 63) 33 条) に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

- (ii) 保育所の居室の床面積に係る基準 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭 23 厚生省令 63) 32 条) を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 (平 23 厚生労働省令 112)) については、市町村 (特別区を含む。以下この事項において同じ。) が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、本特例の適用期間 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令 (平 23 政令 289)) の延長についても併せて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (iii) 放課後児童健全育成事業 (子ども・子育て支援法 (平 24 法 65) 59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項) に従事する者及びその員数 (児童福祉法 34 条の 8 の 2 第 2 項) に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

講ずる。

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

- ・放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 63）10 条 1 項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・「放課後子ども総合プラン」（平 26 文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が 20 名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省）

- ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成 29 年度中に省令を改正する。
- ・子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修（同省令 10 条 3 項。以下この事項において「認定資格研修」という。）の受講に必要とされる実務経験については、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。
- ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、

食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・保育所の設備の基準の特例（同省令 32 条の 2）については、公立保育所における食事の外部搬入に関する平成 29 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vi) 一時預かり事業の職員配置（児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）36 条の 35）については、1 日の子どもの受入れ数がおおむね 3 名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(xii) 子育て短期支援事業（6 条の 3 第 3 項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6 条の 4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 子育て短期支援事業（子ども・子育て支援法 59 条 6 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 3 項）については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成 29 年度中に周知する。

(iii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、「必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下同じ。）を提供すること」（同省令 6 条 2 号）については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策を検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

- ・家庭的保育事業における食事の提供（同省令 15 条）及び食事の外部搬入（同省令 16 条）については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業の特性を踏まえ、現行の経過措置（同省令附則 2 条）を延長するとともに、連携施設（同省令 16 条 2 項 1 号）、同一又は関連法人が運営する事業所等（同項 2 号）及び共同調理場等（同項 3 号）以外の一定の事業者からの搬入を可能とするため、平成 29 年度中に必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

- (iv) 延長保育事業（子ども・子育て支援法 59 条 2 号）又は一時預かり事業（子ども・子育て支援法 59 条 10 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 7 項）を実施する保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法 59 条 5 号及び児童福祉法 6 条の 3 第 2 項）を実施する場合については、「延長保育事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）及び「一時預かり事業実施要綱」（平 28 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を改正し、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね 2 人以下である場合に、延長保育事業又は一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

（関係府省：内閣府）

[措置済み（平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知、平成 29 年 4 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）]

### (31) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

- (i) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（59 条 12 号及び児童福祉法（昭 22 法 164）6 条の 3 第 14 項）の実施については、以下のとおりとする。
- ・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平 29 厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成 30 年 4 月に改正する。
  - ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、

50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

#### (39) 保育士修学資金貸付等制度実施要綱

保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平28厚生労働事務次官)のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に行う。

#### (41) 保育所等施設整備交付金

保育対策総合支援事業に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに周知を行うこととする。

### 【国土交通省】

#### (5) 建築基準法(昭25法201)

居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

## 保育所等における面積基準の緩和について

### 1. 現行制度について

- 地方分権一括法では、待機児童が多い現状を踏まえ、合理的な範囲内で居室面積基準を引き下げられる特例が設けられている。

要件	①前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上 ②前々年の1月1日時点で平均地価が3大都市圏(※)の平均以上 ※居室の面積基準 乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳児以上の保育室1.98㎡ ※3大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏
時期	平成32年3月31日までの間(時限措置)

### 2. 提案内容・背景

- 待機児童の問題はまだ収束していない。
- 「平均地価が3大都市圏の平均以上」の要件(地価要件)は、地価が高い東京圏の影響により対象となる市町村が限定的となる。  
⇒ ①特例措置の期間の延長、②地価に係る要件の緩和、を行うべき(大阪府)

### 3. 提案についての対応

- 「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までの待機児童解消を目指していたが、「子育て安心プラン」では平成32年度末までの解消としたこと等を踏まえ、居室面積の特例期限を3年間延長し、「平成35年3月31日まで」とする。
- 東京圏以外も、待機児童解消のために保育の受け皿を整備するための、**土地の確保が難しい場合には、一定の条件の下で面積基準を緩和**することを可能とする。

緩和案	3大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏以上 ※現行の「3大都市圏の平均以上」では全国1,718市区町村のうち約8%、緩和案に見直した場合には約17%が該当。
要件	①市区町村が、受け皿整備のための土地確保施策(※)を行ってもなお、当該市区町村における土地確保が困難な場合。 ※土地の有効活用(公有地・空き家・都市公園・学校等の空き教室、民有地マッチング等を活用した保育所の整備状況)、賃貸借方式による保育の受け皿整備、多様な保育の実施(小規模保育事業、家庭的保育事業等)、送迎バスにより広域的に保育所等を利用する事業の実施、大規模マンションでの保育の受け皿整備等を想定。 ②当該市区町村により上記の施策を行ってもなお、土地確保が困難であることが説明され、公表されていること。



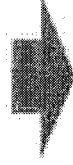
## 放課後児童支援員の基礎資格の拡大について

### 1. 現行制度について

- 児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関して、事業に従事する者及びその員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に従い条例を定めることとされている。
- 基準省令において、事業者は、事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、放課後児童支援員は、基準省令第10条第3項各号に定める基礎資格を有している者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬと規定している。
- 現在、高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれない。

### 2. 提案内容・背景

- 放課後児童クラブで働く方の中には、中卒であり放課後児童支援員にはなれないが、経験豊富で評価の高い方も多く、中卒者にも基礎資格を拡大すべきである。（豊川市、半田市、出雲市からの提案）



### 3. 提案についての対応

- 提案内容を踏まえ、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用する。  
→ 基準省令を改正し、以下の者を新たに放課後児童支援員認定資格研修を受講できる者とし、放課後児童支援員になることができる途を開く。

5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※ 改正後の基準省令は、2018（平成30）年4月1日施行予定。

## 「代替保育」の提供先の緩和について

### 1. 現行制度について

- 家庭的保育事業等は、①3～5歳児の受け皿の確保、②集団保育の提供などの保育内容の支援、③職員が病気の場合等の代替保育の提供、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園）から確保しなければならぬ（平成31年度未までの経過措置あり）。  
⇒ 「代替保育」の連携の確保は施設側の抵抗感もあり難しい。家庭的保育事業等が確保すべき連携のうち、代替保育の提供を任意項目とする。（埼玉県越谷市）

### 2. 提案についての対応

- 家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合には、認可事業として一定の質が確保され、規模によっては代替保育の提供も可能と考えられる小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業から確保することを可能とする。
- また、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案して代替保育が提供できるものとして市区町村が適切と認める事業所から確保することを可能とする。

- ※ ①保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること、②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと、③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。

＜家庭的保育事業等が確保すべき連携＞

＜連携施設＞

<p>【受け皿の確保】 卒園後の3～5歳児の受け皿の確保</p>	<p>保育所、認定こども園、幼稚園</p>
<p>【保育内容に関する支援】 集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育事業等への助言</p>	<p>保育所、認定こども園、幼稚園</p>
<p>【代替保育の提供】 職員が病気などにより保育を提供することができない場合の代替保育の提供</p>	<p>保育所、認定こども園、幼稚園 小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※ 家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合はその他市区町村が適切と認める事業所。</p>

# 家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

## 1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルギー除去食の提供、体調不良時のおかゆ食への変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
  - 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在
    - ① 既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。
    - ② 責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。
- ⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）

## 2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。
  - ← 調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない
  - ← 個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）
外部搬入について、 ① 保育園・幼稚園・認定こども園 ② 同一・系列法人の運営事業所から可能（※）	①・②に加え、 ③ <u>保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者</u> から可能（※）

※ 5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保  
④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供

- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能になるようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第2回）が開催される～2018年改訂版ガイドライン（素案）が示される……………1
- ◆平成30年度「児童福祉週間」の標語が決定しました！……………2
- ◆**保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第2回）が開催される  
～2018年改訂版ガイドライン（素案）が示される**

平成30年1月31日、「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会（第2回）」が開催されました。

本検討会は、平成21年8月に策定された「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成24年11月改訂）について、平成30年4月1日から適用される保育所保育指針の改定や、感染症対策等に関する最新の知見等を踏まえ、保育の現場における保育士をはじめとする職員による積極的な活用に資するよう、実用性に十分留意しつつ、見直しを行うことを目的としたものです。

第2回検討会では、「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018年改訂版）の基本方針案（別添資料1参照）とガイドライン全体の素案が示されました。

改訂後のガイドライン（素案）では、以下の4章構成に再編しつつ、保育士等による実用性向上の観点から、項目ごとにポイントの明示や表の活用を行う等の記載方法を工夫しています。

【検討会資料から全保協事務局抜粋】

## 「保育所における感染症ガイドライン」（2018年改訂版）

&lt;全体構成&gt;

1. 感染症に関する基本的事項

2. 感染症の予防
3. 感染症の疑い時・発生時等の対応
4. 感染症対策の実施体制

今後の検討スケジュールとして、第2回検討会で得られた意見をもとに素案を修正し、パブリックコメントを実施したうえで、第3回検討会（平成30年3月上中旬（予定））にて改訂案について意見交換を行い、内容を確定させた後、自治体に通知を発出し、平成30年4月を目途に改訂ガイドラインの適用をする予定です。

その他詳細は、全保協ホームページの「会員のコーナー」へ掲載の資料2「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（素案）」をご参照ください。

## ◆平成30年度「児童福祉週間」の標語が決定しました！

すべての子どもたちが健やかに、家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として個性豊かにたくましく育っていきけるような環境・社会を作っていくため、主唱三団体（厚生労働省・（社福）全国社会福祉協議会・（公財）児童育成協会）は、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、各種事業・行事を展開しています。

児童福祉の理念を広く啓発する、平成30年度分の標語を全国から募集したところ、9,720作品の応募がありました。その中から、有識者等で構成される標語選定委員会による選考の結果、「あと一歩 力になるよ その思い」（千葉県・伊藤 里空乃さん・8歳）を、平成30年度「児童福祉週間」の標語に決定しました。

今回選定された標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや全国各地での行事等で幅広く活用されます。

詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/))

なお、選考結果は以下のとおりです。

### 最優秀作品（1作品）

あと一歩 力になるよ その思い

（伊藤 里空乃さん 8歳 千葉県）

### 入選作品（10作品）

・探そうよ 未来に届く できること

（深川 瑚夏さん 14歳 愛媛県）

- ・ひとつでも 君の得意は 光る星  
まつなが だいすけ  
 (松永 大輔さん 36歳 長崎県)
- ・がんばった 時間はすべて 君の道  
うえた やまと  
 (植田 大翔さん 5歳 香川県)
- ・君の色 みんなで合わせ にじになる  
さとう るな  
 (佐藤 琉菜さん 12歳 山梨県)
- ・あなたがかけた優しい言葉 未来を救う 小さな一歩  
なかみ はるな  
 (中見 遥菜さん 13歳 福岡県)
- ・周り見て 気付いてあげよう 心の声  
よしの はると  
 (吉野 温人さん 10歳 愛知県)
- ・支えよう ひとりひとりの 可能性  
わがつま はやと  
 (我妻 隼さん 15歳 宮城県)
- ・毎日を 君と一緒に 笑いたい  
いいだ あい  
 (飯田 愛さん 17歳 山口県)
- ・見つけよう 自分が輝く そのすがた  
おおつか ようへい  
 (大塚 陽平さん 12歳 愛知県)
- ・ギュウしてね！げんきいっぱい できるんだよ  
やまもと かんすけ  
 (山本 敢介さん 6歳 香川県)

○ 本ガイドラインの目的(※)を踏まえ、保育所保育指針の改定、関係法令等の改正、最新の知見等を踏まえつつ、保育の現場における保育士を始めとする職員による積極的な活用に資するよう、実用性に十分留意し、全体構成や記載方法、記載内容等を工夫し、改善を図る。

(※) 保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所において感染症対策に取り組む際に活用する。

<全体構成>

保育の現場における感染症対策に必要な事項を念頭に置き、以下の4章構成に再編

1. 感染症に関する基本的事項
2. 感染症の予防
3. 感染症の疑い時・発生時の対応
4. 感染症対策の実施体制

<記載方法>

医療の専門家ではない保育士等による実用性向上の観点から、記載方法を工夫  
(ポイントの明示、表の活用など)

<記載内容>

研究班による研究成果を参考とし、検討会における意見を踏まえ、記載内容を整理・充実  
(主な内容：感染症予防に関する事項、関係機関との連携、具体的な感染症と主な対策等)



【現行(2012年改訂版)】

- 1 感染症とは  
 (1) 感染症とその三大要因 (2) 保育所における感染症  
 (3) 学校における感染症への対応
- 2 感染経路  
 (1) 飛沫感染 (2) 空気感染(飛沫核感染) (3) 接触感染 (4) 経口感染
- 3 感染症対策  
 (1) 感染源対策  
 (2) 感染経路別対策  
     ① 飛沫感染対策 ② 空気感染(飛沫核感染)対策 ③ 接触感染対策 ④ 経口感染  
 (3) 感受性対策  
     ① 定期接種と任意接種 ② 予防接種を受ける時期 ③ 保育所の子どものための予防  
     接種 ④ 保育所職員への予防接種 ⑤ 予防接種履歴・罹患歴記録の重要性  
 (4) 健康教育
- 4 衛生管理  
 (1) 施設内外の衛生管理 (2) 職員の衛生管理  
 (3) 保育所における消毒薬の種類と使い方
- 5 感染症発生時の対応と罹患後における登園時の対応  
 (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応 (2) 感染症発生時の対応  
 (3) 罹患後における登園時の対応
- 6 保育所で問題となる主な感染症とその対策  
 (1) 麻疹 (2) インフルエンザ (3) 腸管出血性大腸菌感染症  
 (4) ノロウイルス感染症 (5) RSウイルス感染症
- 7 感染症対策の実施体制と子どもの健康支援  
 (1) 記録の重要性 (2) 嘱託医の役割と連携  
 (3) 看護師等の役割と責務 (4) 子どもの健康支援の充実に向けて
- 別添1 保育所における消毒薬の種類と使い方  
 別添2 子どもの病気～症状に合わせた対応～  
 別添3 医師の意見書及び保護者の登園届  
 別添4 主な感染症一覧

【改訂後(2018年改訂版)(案)】

- 1 感染症に関する基本的事項  
 (1) 感染症とその三大要因 (2) 保育所における感染症対策  
 (3) 学校における感染症対策
- 2 感染症の予防  
 (1) 感染予防  
     ア) 感染源対策  
     イ) 感染経路別対策  
         ① 飛沫感染 ② 空気感染(飛沫核感染) ③ 接触感染 ④ 経口感染  
         ⑤ 血液媒介感染 ⑥ 蚊媒介感染  
     ウ) 感受性対策(予防接種等)  
         ① 小児期に接種可能なワクチン ② 定期接種と任意接種  
         ③ 予防接種を受ける時期 ④ 保育所の子どものための予防接種  
         ⑤ 保育所職員(保育実習の学生を含む)の予防接種  
         ⑥ 予防接種履歴・罹患歴記録の重要性  
     エ) 健康教育  
     オ) 衛生管理  
         ア) 施設内外の衛生管理 イ) 職員の衛生管理
- 3 感染症の疑い時・発生時の対応  
 (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応 (2) 感染症発生時の対応  
 (3) 罹患後における登園時の対応
- 4 感染症対策の実施体制  
 (1) 記録の重要性 (2) 医療関係者の役割等  
     ア) 嘱託医の役割と連携 イ) 看護師等の役割と責務  
 (3) 関係機関との連携 (4) 関連情報の共有と活用  
 (5) 子どもの健康支援の充実
- 別添1 保育所における消毒薬の種類と使い方  
 別添2 子どもの病気～症状に合わせた対応～  
 別添3 医師の意見書及び保護者の登園届  
 別添4 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)

## 別添資料の構成について（案）

### 別添1 保育所における消毒薬の種類と使い方

- 〔 ① 消毒薬の種類と用途 ② 遊具の消毒 ③ 手指の消毒 ④ 塩素系消毒薬の希釈方法 ⑤ 消毒薬の管理、使用上の注意点 〕

### 別添2 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

- 〔 ① 子どもの症状を見るポイント ② 発熱時の対応 ③ 下痢の時の対応 ④ 嘔吐の時の対応 ⑤ 咳の時の対応  
⑥ 発しんの時の対応 〕

### 別添3 医師の意見書及び保護者の登園届

- 〔 ○ 医師の意見書（「参考様式」及び「医師による意見書の記入が望ましい感染症」）  
○ 保護者の登園届（「参考様式」及び「医師の診断の受け、保護者による登園届の記入が望ましい感染症」）  
（※）個別の感染症ごとの記載事項：感染症名、感染しやすい期間、登園のめやす 〕

### 別添4 具体的な感染症と主な対策（特に注意すべき感染症）

- 〔 ○ 別添3に記載の「医師による意見書の記入が望ましい感染症」及び「医師の診断を受け、保護者による登園届の記入が望ましい感染症」の他、「保育所において特に適切な対応が求められる感染症」について記載。

（※）個別の感染症ごとの記載事項：病状・特徴、感染経路、流行状況、予防・治療法、感染拡大防止策

※ 別途、参考情報として、感染症対策に資する公表情報（個別の感染症に関するQ&A（厚生労働省HP）など）のURL等を記載